

パラメータシート

輸出貿易管理令 別表第2関連

〈別表第2化学品関連〉

2025年(令和7年)10月

(令和7年10月22日施行政省令等対応)

パラメータシートの著作権は、一般財団法人安全保障貿易情報センター（C I S T E C）が有しています。本書の性質上、本書を購入された方が必要な頁をコピー機でコピーをし、そのコピーした紙に記入して通関や許可申請等にご使用いただくことは、問題ありませんが、C I S T E Cの許諾なくパラメータシートをワードやエクセル等で電子的に複製することは禁止されています。パラメータシートを電子的に複製することは著作権法に違反します。C I S T E Cでは、不正を発見した場合、必要な法的措置（刑事・民事）を講ずる場合があります。なおパラメータシートの電子ファイルはC I S T E Cサイトにある該非判定コーナーで有償で提供しております。

別表第1の法令改正は通常年に一度実施されますが、別表第2は年に複数回実施されることが多いので、本別表第2化学品関連パラメータシートの内容訂正は出版物の改訂版発行以外にホームページ出版物訂正案内に掲示される場合がありますのでご注意ください。

<https://www.cistec.or.jp/koumoku/paraindex.html>

一般財団法人 安全保障貿易情報センター

B08

目次

1. 別表第2化学品関連 該当・非該当判定用パラメータシートの記入方法
 2. 「輸出貿易管理令の運用について」による輸出令別表第2の解釈
 3. 輸出令の該当判定用パラメータシート
 - 別表第2の21の3の項
 - 別表第2の35の項
 - 別表第2の35の3の項
 - 別表第2の35の4の項(1)
- 付録 別表第2該当品目リスト

1. 輸出貿易管理令 別表第2関連物質 該当・非該当判定用パラメータシートの記入方法

(1)本パラメータシートは、下記の政省令に基づくものである。

[政令]: 「輸出貿易管理令」(以下「輸出令」と略する):昭和24年 政令第378号
「麻薬及び向精神薬取締法施行令」:昭和28年 政令第57号
「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令」:平成6年 政令第308号
「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令」:昭和49年 政令第202号
「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令」:平成27年 政令第378号
[省令]: 「輸出貿易管理令別表第2及び別表第7の規定に基づき貨物を定める省令」
:平成4年 通商産業省令第38号
[告示]: 「輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)別表第2の35の3の項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定めるもの」

[運用通達等]: 「輸出貿易管理令の運用について」
最終改正:令和7年10月15日公布、令和7年10月22日施行輸出注意事項2025第24号
「麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について」(*)
最終改正:令和7年3月3日公布、令和7年3月17日施行輸出注意事項2025第5号
「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書A, 附属書B, 附属書(*)
C及び附属書Eに掲げる物質の輸出承認について」
最終改正施行:令和3年1月27日 輸出注意事項2021第5号
「化学物質の輸出承認について」(*)
最終改正:令和7年10月15日公布、令和7年10月22日施行輸出注意事項2025第24号
「特定水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について」(*)
最終改正:令和3年1月27日 輸出注意事項2021第5号

(2)本パラメータシートの対象貨物範囲は、下記の通り

貨物名	輸出令別表第2の項番	物質リストの様式番号
麻薬及び向精神薬原料関連	21の3の項	別2-21-3項物質リスト
オゾン層を破壊する物質関連	35の項	別2-35項物質リスト
ロッテルダム条約で定める有害な化学物質及び駆除剤、販売禁止農薬、特定毒物、労安法製造等禁止有害物、化審法第一種特定化学物質関連	35の3の項	別2-35-3項物質リスト
水俣条約で規定する特定の水銀(※)	35の4の項(1)	無し

※ 35の4の項(2)の水銀使用製品等は本パラメータシートでは扱わない。
但し、輸出令別表第2には上記以外の貨物も掲載されているので、本パラメータシートで非該当と判定された場合であっても他の項に該当しないかどうか確認すること。

(3)各項のパラメータシート、物質リスト、運用通達の解釈の各々の右上には下記に示す2つの日付が表示されている。

	21の3の項	35の項	35の3の項	35の4の項(1)
パラメータシート	CISTEC yyyy.mm.dd □□年□月□日施行政省令等対応	CISTEC yyyy.mm.dd □□年□月□日施行政省令等対応	CISTEC yyyy.mm.dd □□年□月□日施行政省令等対応	CISTEC yyyy.mm.dd □□年□月□日施行政省令等対応
物質リスト	CISTEC yyyy.mm.dd □□年□月□日施行政省令等対応	CISTEC yyyy.mm.dd □□年□月□日施行政省令等対応	CISTEC yyyy.mm.dd □□年□月□日施行政省令等対応	
運用通達の解釈		CISTEC yyyy.mm.dd □□年□月□日施行政省令等対応	CISTEC yyyy.mm.dd □□年□月□日施行政省令等対応	CISTEC yyyy.mm.dd □□年□月□日施行政省令等対応

上記各々の意味は下記に示す通りである。
CISTEC yyyy.mm.dd: 表紙に表示される出版物としてのパラメータシートの発行日付。
□□年□月□日施行政省令等対応: 上記1.(1)に示す各項の重要通達(*)のパラメータシートの該非判定に係る最終の改正の日付。

- (4)様式で示された質問に対し、回答欄の □内に「レ」あるいは「×」を記入し、回答欄に表示されている指示に従いチェックを進めること。
- (5)判定しにくい場合、又は条件付きの場合は、記入欄にその旨記入すること。
- (6)質問欄の上部の「貨物名」「メーカー名」「品種及び等級」は当該様式の全ページに記入すること。
- (7)パラメータシート最終判定が該当となった場合、「輸出貿易管理令」による輸出承認申請が必要。これは承認可否とは別である。
- (8)除外規定の運用通達の2-1-1(5) 輸出令別表第2の解釈(イ)(ロ)(ハ)が適用され、非該当になるケースは限定的であるので、特に慎重に適用可否を検討すること。
- (9)当該様式の「作成責任者」の欄に記入の上、捺印すること。

2. 「輸出貿易管理令の運用について」による輸出令別表第2の解釈

輸出令別表第2の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。

なお、輸出令別表第2中、次の表の「輸出令別表第2の項」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第2(これに基づく貨物省令及び通商産業省告示を含む。)中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第2中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとする。ただし、輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物であっても、次の(イ)から(ハ)までに掲げるものは、別表第2品目に含まれないものとする。

(イ) 包装用として使用されているもの(36及び37の項の中欄に掲げる貨物を除く。)

(ロ) 他の貨物の部分をなしているもの(貨物の主体が他の貨物である場合に限る。)であって、当該貨物と分離しがたい状態にあり、かつ、その状態において主たる貨物の用途以外の用途に用いることができないもの(35の4の項(2)並びに36及び37の項の中欄に掲げる貨物を除く。)

(ハ) 他の貨物を主体とするセットものの一部となっているものであって、当該貨物とともに梱包又は包装されたもの(35の4、36及び37の項の中欄に掲げる貨物を除く。)

別表第2の35の項中の解釈を要する語については、様式別2-35項物質リスト

別表第2の35の3の項中の解釈を要する語については、様式別2-35-3項物質リスト

別表第2の35の4の項中の解釈を要する語については、様式別2-35-4 該非判定用パラメータシートを確認する。

3. 輸出令の該非判定用パラメータシート

別表第2の21の3の項

別表第2の35の項

別表第2の35の3の項

別表第2の35の4の項(1)

輸出令 別表第2の21の3の項

麻薬又は向精神薬原料関係

貨物名:

メーカー名:

品種及び等級:

該非判定用パラメータシート

様式 別2-21-3

©CISTEC 2025.10.22

(令和7年3月17日施行政省令等対応)

* 該当する箇所の口の中に「レ」印あるいは「×」印を記入すること。

質問事項	回答欄										
	いいえ	はい	記入欄								
1)製品中に様式別2-21-3項の物質リストの化学物質を含むか	☐ 非該当	☐ 9)記入後2)へ									
2)アセチレンを充填した容器に内蔵された多孔物質に浸潤させたアセトンか	☐ 3)へ	☐ 非該当									
3)放射性物質を含有する物か	☐ 4)へ	☐ 非該当									
4)バッテリー液としてバッテリー容器の中に入っている硫酸か	☐ 5)へ	☐ 非該当									
5)輸出統計品目表 第32・04項、第32・08項、第32・10項、第32・15項、第33・04項、第34・03項、第35・06項、第38・14項及び第38・15項に該当する物品に含有されるアセトン、エチルメチルケトン(MEK)及びトルエンか	☐ 7)へ	☐ 6)へ	☐ 第32・04項 ☐ 第32・08項 ☐ 第32・10項 ☐ 第32・15項 ☐ 第33・04項 ☐ 第34・03項 ☐ 第35・06項 ☐ 第38・14項 ☐ 第38・15項								
6)第32・04項、第33・04項及び第35・06項に該当する物品であって化学的に単一の化合物であるか	☐ 非該当	☐ 該当									
7)輸出統計品目表 第34・02項、第38・10項及び第38・15項に該当する物品に含有される塩化水素の水溶液(別名塩酸)及び硫酸か	☐ 8)へ	☐ 非該当	☐ 第34・02項 ☐ 第38・10項 ☐ 第38・15項								
8)含有比率は規制値を超えているか	☐ 非該当	☐ 該当									
9)製品中に含まれている下記化学物質名及び含有比率	<table><thead><tr><th>化学物質名</th><th>含有比率(%)</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table>			化学物質名	含有比率(%)						
化学物質名	含有比率(%)										

* 該当する箇所の口の中に「レ」印あるいは「×」印を記入すること。

	回答欄	記入欄
最終判定	輸出令別表第2の21の3の項に	
	☐ 非該当 ☐ 該当	

作成責任者: (作成年月日 年 月 日)

会社名

所属・役職

(フリガナ)

氏名

電話

印

様式 別2—21—3項物質リスト

(1/3)

©CISTEC 2025.10.22

(令和7年3月17日施行政省令等対応)

輸出貿易管理令別表第2の21の3項

	物質名	別名	代表的なCAS 登録番号	規制値	該非
1	N-アセチルアントラニル酸		89-52-1	>50%	☐
	N-アセチルアントラニル酸塩類		-	>50%	☐
2	アセトン		67-64-1	>50%	☐
3	4-アニリノピペリジン		23056-29-3	>50%	☐
	4-アニリノピペリジン塩類		-	>50%	☐
		4-アニリノピペリジン 塩酸塩	1193388-65-6	>50%	☐
		4-アニリノピペリジン 二塩酸塩	99918-43-1	>50%	☐
4	4-アニリノ-1-フェネチルピペリジン		21409-26-7	>50%	☐
	4-アニリノ-1-フェネチルピペリジン塩類		-	>50%	☐
5	アントラニル酸		118-92-3	>50%	☐
	アントラニル酸塩類		-	>50%	☐
6	イソサフロール		120-58-1	>50%	☐
7	エチルエーテル	ジエチルエーテル又 はエーテル	60-29-7	>50%	☐
8	エチルメチルケトン	メチルエチルケトン又 はMEK	78-93-3	>50%	☐
9	エチル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオ キシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラ ート	PMKエチルグリシデー ト	28578-16-7	>50%	☐
	エチル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオ キシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラ ート塩類		-	>50%	☐
10	エルゴタミン		113-15-5	>50%	☐
	エルゴタミン塩類		-	>50%	☐
11	エルゴメトリン		60-79-7	>50%	☐
	エルゴメトリン塩類		-	>50%	☐
12	塩化水素の水溶液	塩酸	7647-01-0	>10%	☐
13	過マンガン酸カリウム		7722-64-7	>10%	☐
14	サフロール		94-59-7	>50%	☐
15	1,1-ジメチルエチル=4-アニリノピペリジ ン-1-カルボキシラート		125541-22-2	>50%	☐
	1,1-ジメチルエチル=4-アニリノピペリジ ン-1-カルボキシラート塩類		-	>50%	☐
		1,1-ジメチルエチル= 4-アニリノピペリジン- 1-カルボキシラート塩 酸塩	1197227-86-3	>50%	☐

	物質名	別名	代表的なCAS登録番号	規制値	該非
16	1, 1-ジメチルエチル=ピペリジン-4-オン-1-カルボキシラート	1-boc-4-ピペリドン	79099-07-3	> 50%	☐
	1, 1-ジメチルエチル=ピペリジン-4-オン-1-カルボキシラート塩類		-	> 50%	☐
		1, 1-ジメチルエチル=ピペリジン-4-オン-1-カルボキシラート塩酸塩	865711-37-1	> 50%	☐
17	1, 1-ジメチルエチル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート	PMK tert-ブチルグリシデート	-	> 50%	☐
	1, 1-ジメチルエチル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート塩類		-	> 50%	☐
18	トルエン	トルオール	108-88-3	> 50%	☐
19	ピペリジン		110-89-4	> 50%	☐
	ピペリジン塩類		-	> 50%	☐
20	ピペリジン-4-オン		41661-47-6	> 50%	☐
	ピペリジン-4-オン塩類		-	> 50%	☐
		ピペリジン-4-オン塩酸塩	41979-39-9	> 50%	☐
		ピペリジン-4-オントリフルオロ酢酸塩	223142-89-0	> 50%	☐
21	ピペロナール		120-57-0	> 50%	☐
22	N-フェニル-N-(ピペリジン-4-イル)プロパンアミド		1609-66-1	> 50%	☐
	N-フェニル-N-(ピペリジン-4-イル)プロパンアミド塩類		-	> 50%	☐
		N-フェニル-N-(ピペリジン-4-イル)プロパンアミド塩酸塩	22352-81-4	> 50%	☐
23	1-フェネチルピペリジン-4-オン		39742-60-4	> 50%	☐
	1-フェネチルピペリジン-4-オン塩類		-	> 50%	☐
24	ブチル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート	PMKブチルグリシデート	-	> 50%	☐
	ブチル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート塩類		-	> 50%	☐

	物 質 名	別 名	代表的なCAS 登録番号	規制値	該非
25	プロピル＝2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート	PMK プロピルグリシデート	-	> 50%	☐
	プロピル＝2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート塩類		-	> 50%	☐
26	無水酢酸		108-24-7	> 50%	☐
27	1-メチルエチル＝2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート	PMK イソプロピルグリシデート	-	> 50%	☐
	1-メチルエチル＝2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート塩類		-	> 50%	☐
28	1-メチルプロピル＝2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート	PMK sec-ブチルグリシデート	-	> 50%	☐
	1-メチルプロピル＝2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート塩類		-	> 50%	☐
29	2-メチルプロピル＝2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート	PMK イソブチルグリシデート	-	> 50%	☐
	2-メチルプロピル＝2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート塩類		-	> 50%	☐
30	メチル＝2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-オキシラン-2-カルボキシラート	PMK glycidate、PMK グリシデート、PMKメチルグリシデート	13605-48-6	> 50%	☐
	メチル＝2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-オキシラン-2-カルボキシラート塩類		-	> 50%	☐
31	2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-オキシラン-2-カルボン酸	PMK glycidic acid、PMKグリシド酸	-	> 50%	☐
	2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-オキシラン-2-カルボン酸塩類		-	> 50%	☐
32	3,4-メチレンジオキシフェニル-2-プロパノン		4676-39-5	> 50%	☐
33	リゼルギン酸		82-58-6	> 50%	☐
	リゼルギン酸塩類		-	> 50%	☐
34	硫酸		7664-93-9	> 10%	☐

輸出令 別表第2の35の項

モントリオール議定書附属書A、附属書B、附属書C及び附属書E関係

該非判定用パラメータシート

様式 別2-35

(1/1)

貨物名:

メーカー名:

©CISTEC 2025.10.22

品種及び等級:

(平成16年1月1日施行政省令等対応)

* 該当する箇所の口の中に「レ」印あるいは「×」印を記入すること。

質問事項	回答欄		
	いいえ	はい	記入欄
1) 様式別2-35項の物質リストの1、2、3、4、5若しくは6の化学物質又はこれらが含まれた混合物か	☐ 非該当	☐ 7) 記入後2)へ	
2) 輸送用又は貯蔵用のタンク、ボンベ、缶等の容器に入っているものか	☐ 非該当	☐ 3)へ	
3) 様式別2-35項の物質リストの1.(1)、2若しくは3の化学物質又はこれらが含まれた混合物か	☐ 5)へ	☐ 4)へ	
4) 次のいずれかに該当するものか ① エアゾール缶の噴射剤として用いられているもの ② 冷凍・冷蔵庫、冷凍・冷蔵装置及び冷凍・冷蔵プラントの冷媒として用いられているもの ③ 空調装置、冷却装置及びヒートポンプ等の冷媒又は熱媒体として用いられているもの ④ 発泡製品及びその原料に含まれているもの	☐ 該当	☐ 非該当	
5) 様式別2-35項の物質リストの1.(2)、4若しくは5の化学物質又はこれらが含まれた混合物か	☐ 該当	☐ 6)へ	
6) 次のいずれかに該当するものか ① 消火器の中に消火剤として入っているもの ② 消火装置に消火剤を送る目的で接続されているボンベ又はタンク等の容器の中に消火剤として入っているもの	☐ 該当	☐ 非該当	
7) 製品中に含まれている様式 別2-35項物質リストの化学物質名			
化学物質名		様式別2-35の物質リストNo.	
記入例: ブロモトリフルオロメタン		記入例: 1.(2)2	

* 該当する箇所の口の中に「レ」印あるいは「×」印を記入すること。

	回答欄	記入欄
最終判定	輸出令別表第2の35の項に ☐ 非該当 ☐ 該当	

作成責任者:

(作成年月日 年 月 日)

会社名

所属・役職

(フリガナ)

氏名

印

電話

()

1. モントリオール議定書附属書Aに掲げる物質

©CISTEC 2025.10.22

(平成16年1月1日施行政省令等対応)

	物質名	別名	代表的なCAS 登録番号	備考 (ODP)	該非
(1)グループⅠ					
1	トリクロロフルオロメタン	CFC-11	75-69-4	1.0	☐
2	ジクロロジフルオロメタン	CFC-12	75-71-8	1.0	☐
3	トリクロロトリフルオロエタン	CFC-113	76-13-1	0.8	☐
4	ジクロロテトラフルオロエタン	CFC-114	76-14-2	1.0	☐
5	クロロペンタフルオロエタン	CFC-115	76-15-3	0.6	☐
(2)グループⅡ					
1	ブロモクロロジフルオロメタン	ハロン-1211	353-59-3	3.0	☐
2	ブロモトリフルオロメタン	ハロン-1301	75-63-8	10.0	☐
3	ジブロモテトラフルオロエタン	ハロン-2402	124-73-2	6.0	☐

2. モントリオール議定書附属書Bに掲げる物質

	物質名	別名	代表的なCAS 登録番号	備考 (ODP)	該非
(1)グループⅠ					
1	クロロトリフルオロメタン	CFC-13	75-72-9	1.0	☐
2	ペンタクロロフルオロエタン	CFC-111	354-56-3	1.0	☐
3	テトラクロロジフルオロエタン	CFC-112	76-12-0	1.0	☐
4	ヘプタクロロフルオロプロパン	CFC-211	422-78-6	1.0	☐
5	ヘキサクロロジフルオロプロパン	CFC-212	3182-26-1	1.0	☐
6	ペンタクロロトリフルオロプロパン	CFC-213	2354/6/5	1.0	☐
7	テトラクロロテトラフルオロプロパン	CFC-214	677-68-9	1.0	☐
8	トリクロロペンタフルオロプロパン	CFC-215	4259-43-2	1.0	☐
9	ジクロロヘキサフルオロプロパン	CFC-216	661-97-2	1.0	☐
10	クロロヘプタフルオロプロパン	CFC-217	422-86-6	1.0	☐
(2)グループⅡ					
1	四塩化炭素	テトラクロロメタン、 パークロロメタン	56-23-5	1.1	☐
(3)グループⅢ					
1	1,1,1-トリクロロエタン	メチルクロロホルム	71-55-6	0.1	☐

3. モントリオール議定書附属書CのグループⅠに掲げる物質

	物質名	別名	代表的なCAS 登録番号	備考 (ODP)	該非
1	ジクロロフルオロメタン	HCFC-21	75-43-4	0.04	☐
2	クロロジフルオロメタン	HCFC-22	75-45-6	0.055	☐
3	クロロフルオロメタン	HCFC-31	593-70-4	0.02	☐
4	テトラクロロフルオロエタン	HCFC-121	354-14-3	0.04	☐
5	トリクロロジフルオロエタン	HCFC-122	354-21-2	0.08	☐
6	ジクロロトリフルオロエタン	HCFC-123	34077-87-7	0.06	☐
7	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン	HCFC-123	306-83-2	0.02	☐
8	クロロテトラフルオロエタン	HCFC-124	63938-10-3	0.04	☐
9	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン	HCFC-124	2837-89-0	0.022	☐
10	トリクロロフルオロエタン	HCFC-131	359-28-4	0.05	☐
11	ジクロロジフルオロエタン	HCFC-132	1649-08-7	0.05	☐
12	クロロトリフルオロエタン	HCFC-133	431-07-2	0.06	☐
13	ジクロロフルオロエタン	HCFC-141	430-57-9	0.07	☐
14	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン	HCFC-141b	1717-00-6	0.11	☐
15	クロロジフルオロエタン	HCFC-142	25497-29-4	0.07	☐
16	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン	HCFC-142b	75-68-3	0.065	☐
17	クロロフルオロエタン	HCFC-151	1615-75-4	0.005	☐
18	ヘキサクロロフルオロプロパン	HCFC-221	422-26-4	0.07	☐
19	ペンタクロロジフルオロプロパン	HCFC-222	422-49-1	0.09	☐
20	テトラクロロトリフルオロプロパン	HCFC-223	422-52-6	0.08	☐
21	トリクロロテトラフルオロプロパン	HCFC-224	422-54-8	0.09	☐
22	ジクロロペンタフルオロプロパン	HCFC-225	127564-92-5	0.07	☐
23	3,3-ジクロロ-1,1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン	HCFC-225ca	422-56-0	0.025	☐

	物質名	別名	代表的なCAS 登録番号	備考 (ODP)	該非
24	1,3-ジクロロ-1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン	HCFC-225cb	507-55-1	0.033	☐
25	クロロヘキサフルオロプロパン	HCFC-226	431-87-8	0.1	☐
26	ペンタクロロフルオロプロパン	HCFC-231	421-94-3	0.09	☐
27	テトラクロロジフルオロプロパン	HCFC-232	460-89-9	0.1	☐
28	トリクロロトリフルオロプロパン	HCFC-233	7125-84-0	0.23	☐
29	ジクロロテトラフルオロプロパン	HCFC-234	425-94-5	0.28	☐
30	クロロペンタフルオロプロパン	HCFC-235	460-92-4	0.52	☐
31	テトラクロロフルオロプロパン	HCFC-241	666-27-3	0.09	☐
32	トリクロロジフルオロプロパン	HCFC-242	460-63-9	0.13	☐
33	ジクロロトリフルオロプロパン	HCFC-243	460-69-5	0.12	☐
34	クロロテトラフルオロプロパン	HCFC-244	679-85-6	0.14	☐
35	トリクロロフルオロプロパン	HCFC-251	421-41-0	0.01	☐
36	ジクロロジフルオロプロパン	HCFC-252	819-00-1	0.04	☐
37	クロロトリフルオロプロパン	HCFC-253	460-35-5	0.03	☐
38	ジクロロフルオロプロパン	HCFC-261	420-97-3	0.02	☐
39	クロロジフルオロプロパン	HCFC-262	421-02-3	0.02	☐
40	クロロフルオロプロパン	HCFC-271	430-55-7	0.03	☐

4. モントリオール議定書附属書CのグループⅡに掲げる物質

	物質名	別名	代表的なCAS 登録番号	備考 (ODP)	該非
1	ジブロモフルオロメタン	CH ₂ Br ₂	1868-53-7	1.0	☐
2	ブロモジフルオロメタン	CH ₃ Br	1511-62-2	0.74	☐
3	ブロモフルオロメタン	CH ₂ Br	373-52-4	0.73	☐
4	テトラブロモフルオロエタン	C ₂ H ₂ Br ₄	306-80-9	0.8	☐
5	トリブロモジフルオロエタン	C ₂ HBr ₃	—	1.8	☐
6	ジブロモトリフルオロエタン	C ₂ H ₂ Br ₂	354-04-1	1.6	☐
7	ブロモテトラフルオロエタン	C ₂ HBr ₃	124-72-1	1.2	☐
8	トリブロモフルオロエタン	C ₂ H ₂ Br ₂	598-67-4	1.1	☐
9	ジブロモジフルオロエタン	C ₂ HBr ₃	31392-96-8	1.5	☐
10	ブロモトリフルオロエタン	C ₂ H ₂ Br ₂	421-06-7	1.6	☐
11	ジブロモフルオロエタン	C ₂ H ₃ Br ₂	358-97-4	1.7	☐
12	ブロモジフルオロエタン	C ₂ H ₃ Br	359-07-9	1.1	☐
13	ブロモフルオロエタン	C ₂ H ₄ Br	762-49-2	0.1	☐
14	ヘキサブロモフルオロプロパン	C ₃ HBr ₆	—	1.5	☐
15	ペンタブロモジフルオロプロパン	C ₃ H ₂ Br ₅	—	1.9	☐
16	テトラブロモトリフルオロプロパン	C ₃ HBr ₄	—	1.8	☐
17	トリブロモテトラフルオロプロパン	C ₃ H ₂ Br ₃	—	2.2	☐
18	ジブロモペンタフルオロプロパン	C ₃ HBr ₄	431-78-7	2.0	☐
19	ブロモヘキサフルオロプロパン	C ₃ HBr ₅	2252-79-1	3.3	☐
20	ペンタブロモフルオロプロパン	C ₃ H ₂ Br ₄	—	1.9	☐
21	テトラブロモジフルオロプロパン	C ₃ HBr ₃	—	2.1	☐
22	トリブロモトリフルオロプロパン	C ₃ H ₂ Br ₂	—	5.6	☐
23	ジブロモテトラフルオロプロパン	C ₃ HBr ₃	—	7.5	☐
24	ブロモペンタフルオロプロパン	C ₃ H ₂ Br ₂	422-01-5	1.4	☐
25	テトラブロモフルオロプロパン	C ₃ H ₃ Br ₃	148875-95-0	1.9	☐
26	トリブロモジフルオロプロパン	C ₃ H ₃ Br ₂	70192-80-2	3.1	☐
27	ジブロモトリフルオロプロパン	C ₃ H ₃ Br ₂	431-21-0	2.5	☐
28	ブロモテトラフルオロプロパン	C ₃ H ₃ Br	679-84-5	4.4	☐
29	トリブロモフルオロプロパン	C ₃ H ₄ Br ₂	75372-14-4	0.3	☐
30	ジブロモジフルオロプロパン	C ₃ H ₄ Br	460-25-3	1.0	☐
31	ブロモトリフルオロプロパン	C ₃ H ₄ Br	421-46-5	0.8	☐
32	ジブロモフルオロプロパン	C ₃ H ₅ Br ₂	51584-26-0	0.4	☐
33	ブロモジフルオロプロパン	C ₃ H ₅ Br	420-98-4	0.8	☐
34	ブロモフルオロプロパン	C ₃ H ₆ Br	352-91-0	0.7	☐

5. モントリオール議定書附属書CのグループⅢに掲げる物質

	物 質 名	別 名	代表的なCAS 登録番号	備考 (ODP)	該非
1	ブロモクロロメタン	CH ₂ BrCl	74-97-5	0.12	☐

6. モントリオール議定書附属書Eに掲げる物質

	物 質 名	別 名	代表的なCAS 登録番号	備考 (ODP)	該非
1	臭化メチル	CH ₃ Br	74-83-9	0.6	☐

以上

輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解 釈	
35	附属書Aに掲げる物質		グループⅠに属するクロロペンタフルオロエタン(フロン115)、ジクロロジフルオロメタン(フロン12)、ジクロロテトラフルオロエタン(フロン114)、トリクロロトリフルオロエタン(フロン113)又はトリクロロフルオロメタン(フロン11)並びにこれらが含まれた混合物であって、輸送用又は貯蔵用のタンク、ボンベ、缶等の容器に入っているものをいう。
			次のいずれかに該当するものを除く。 ① エアゾール缶の噴射剤として用いられているもの ② 冷凍・冷蔵庫、冷凍・冷蔵装置及び冷凍・冷蔵プラントの冷媒として用いられているもの ③ 空調装置、冷却装置及びヒートポンプ等の冷媒又は熱媒体として用いられているもの ④ 発泡製品及びその原料に含まれているもの
			グループⅡに属するブromoklorodifluorometan(ハロン1211)、ジブromotetrafluorometan(ハロン2402)又はブromotrifluorometan(ハロン1301)並びにこれらが含まれた混合物であって、輸送用又は貯蔵用のタンク、ボンベ、缶等の容器に入っているものをいう。
			次のいずれかに該当するものを除く。 ① 消火器の中に消火剤として入っているもの ② 消火装置に消火剤を送る目的で接続されているボンベ又はタンク等の容器の中に消火剤として入っているもの
	付属書Bに掲げる物質		グループⅠに属するクロロトリフルオロメタン(フロン13)、クロロヘプタフルオロプロパン(フロン217)、ジクロロヘキサフルオロプロパン(フロン216)、テトラクロロジフルオロエタン(フロン112)、テトラクロロテトラフルオロプロパン(フロン214)、トリクロロペンタフルオロプロパン(フロン215)、ヘキサクロロジフルオロプロパン(フロン212)、ヘプタクロロフルオロプロパン(フロン211)、ペンタクロロトリフルオロプロパン(フロン213)若しくはペンタクロロフルオロエタン(フロン111)、グループⅡに属する四塩化炭素又はグループⅢに属する1, 1, 1-トリクロロエタン(メチルクロロホルム)及びこれらが含まれた混合物であって、輸送用又は貯蔵用のタンク、ボンベ、缶等の容器に入っているものをいう。
			次のいずれかに該当するものを除く。 ① エアゾール缶の噴射剤として用いられているもの ② 冷凍・冷蔵庫、冷凍・冷蔵装置及び冷凍・冷蔵プラントの冷媒として用いられているもの ③ 空調装置、冷却装置及びヒートポンプ等の冷媒又は熱媒体として用いられているもの ④ 発泡製品及びその原料に含まれているもの

35	付属書CのグループIIに属する物質	ジクロロフルオロメタン(HCFC-21)、クロロジフルオロメタン(HCFC-22)、クロロフルオロメタン(HCFC-31)、テトラクロロフルオロエタン(HCFC-121)、トリクロロジフルオロエタン(HCFC-122)、ジクロロトリフルオロエタン、(HCFC-123)、2, 2-ジクロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン(HCFC-123)、クロロテトラフルオロエタン(HCFC-124)、2クロロ-1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン(HCFC-124)、トリクロロフルオロエタン(HCFC-131)、ジクロロジフルオロエタン(HCFC-132)、クロロトリフルオロエタン(HCFC-133)、ジクロロフルオロエタン(HCFC-141)、1, 1-ジクロロ-1-フルオロエタン(HCFC-141-b)、クロロジフルオロエタン(HCFC-142)、1-クロロ-1, 1-ジフルオロエタン(HCFC-142b)、クロロフルオロエタン(HCFC-151)、ヘキサクロロフルオロプロパン(HCFC-221)、ペンタクロロジフルオロプロパン(HCFC-222)、テトラクロロトリフルオロプロパン(HCFC-223)、トリクロロテトラフルオロプロパン(HCFC-224)、ジクロロペンタフルオロプロパン(HCFC-225)、3, 3-ジクロロ-1, 1, 1, 2, 2, 2-ペンタフルオロプロパン(HCFC-225ca)、1, 3-ジクロロ-1, 1, 2, 2, 3-ペンタフルオロプロパン(HCFC-225cb)、クロロヘキサフルオロプロパン(HCFC-226)、ペンタクロロフルオロプロパン(HCFC-231)、テトラクロロジフルオロプロパン(HCFC-232)、トリクロロトリフルオロプロパン(HCFC-233)、ジクロロテトラフルオロプロパン(HCFC-234)、クロロペンタフルオロプロパン(HCFC-235)、テトラクロロフルオロプロパン(HCFC-241)、トリクロロジフルオロプロパン(HCFC-242)、ジクロロトリフルオロプロパン(HCFC-243)、クロロテトラフルオロプロパン(HCFC-244)、トリクロロフルオロプロパン(HCFC-251)、ジクロロジフルオロプロパン(HCFC-252)、クロロトリフルオロプロパン(HCFC-253)、ジクロロフルオロプロパン(HCFC-261)、クロロジフルオロプロパン(HCFC-262)、クロロフルオロプロパン(HCFC-271)並びにこれらが含まれた混合物であって、輸送用又は貯蔵用のタンク、ボンベ、缶等の容器に入っているものをいう。	
			次のいずれかに該当するものを除く。 ① エアゾール缶の噴射剤として用いられているもの ② 冷凍・冷蔵庫、冷凍・冷蔵装置及び冷凍・冷蔵プラントの冷媒として用いられているもの ③ 空調装置、冷却装置及びヒートポンプ等の冷媒又は熱媒体として用いられているもの ④ 発泡製品及びその原料に含まれているもの
	付属書CのグループIIIに属する物質	ジブロモフルオロメタン、ブロモジフルオロメタン、ブロモフルオロメタン、テトラブロモフルオロエタン、トリブロモジフルオロエタン、ジブロモトリフルオロエタン、ブロモテトラフルオロエタン、トリブロモフルオロエタン、ジブロモジフルオロエタン、ブロモトリフルオロエタン、ジブロモフルオロエタン、ブロモジフルオロエタン、ブロモフルオロエタン、ヘキサブロモフルオロプロパン、ペンタブロモジフルオロプロパン、テトラブロモトリフルオロプロパン、トリブロモテトラフルオロプロパン、ジブロモペンタフルオロプロパン、ブロモヘキサフルオロプロパン、ペンタブロモフルオロプロパン、テトラブロモジフルオロプロパン、トリブロモトリフルオロプロパン、ジブロモテトラフルオロプロパン、ブロモペンタフルオロプロパン、テトラブロモフルオロプロパン、トリブロモジフルオロプロパン、ジブロモトリフルオロプロパン、ブロモテトラフルオロプロパン、トリブロモフルオロプロパン、ジブロモジフルオロプロパン、ブロモトリフルオロプロパン、ジブロモフルオロプロパン、ブロモジフルオロプロパン又はブロモフルオロプロパン並びにこれらが含まれた混合物であって、輸送用又は貯蔵用のタンク、ボンベ、缶等の容器に入っているものをいう。	
			次のいずれかに該当するものを除く。 ① 消火器の中に消火剤として入っているもの ② 消火装置に消火剤を送る目的で接続されているボンベ又はタンク等の容器の中に消火剤として入っているもの
	付属書CのグループIIIに属する物質	ブロモクロロメタン及びこれらが含まれた混合物であって、輸送用又は貯蔵用のタンク、ボンベ、缶等の容器に入っているものをいう。	
			次のいずれかに該当するものを除く。 ① 消火器の中の消化剤として入っているもの ② 消火装置に消火剤を送る目的で接続されているボンベ又はタンク等の容器の中に消火剤として入っているもの
	付属書Eに掲げる物質	付属書Eに掲げる臭化メチル及び当該物質が含まれた混合物であって、輸送用又は貯蔵用のタンク、ボンベ、缶等の容器に入っているものをいう。	

輸出令 別表第2の35の3の項
ロッテルダム条約付属書Ⅲ、農薬取締法、毒物及び劇物取締法、労安法及び化審法関係
貨物名： _____
メーカー名： _____
品種及び等級： _____

該非判定用パラメータシート
様式 別2-35-3

(1/1)

©CISTEC 2025.10.22

(令和7年10月22日施行政省令等対応)

* 該当する箇所の口の中に「レ」印あるいは「×」印を記入すること。

質 問 事 項	回 答 欄		
	いいえ	はい	記入欄
1)単体の水銀か？	☐ 2)へ	☐ 様式別2-35-4へ	
2)水銀と他の物質との混合物(水銀の合金を含む)であって、水銀の濃度は95%以上か？	☐ 3)へ	☐ 様式別2-35-4へ	濃度： %
3)輸出しようとする貨物に、様式別2-35-3項の物質リストの化学物質を含有しているか	☐ 非該当	☐ 13)記入後4)へ	
4)様式別2-35-3項の物質リストの化学物質は標準物質(日本産業規格(JIS)Q0030に定められるもの)として用いられるもののみか(標準物質作製のための原料として用いられるものを除く。)	☐ 6)へ	☐ 5)へ	
5)当該標準物質又はこれに含有される化学物質について、認証機関が発行した証明書、これらの物質の製造業者が作製した技術資料(製品のパンフレットを含む。)又は日本産業規格(JIS)Z7253に基づく安全データシート(SDS)等において標準物質であることが確認できるか	☐ 6)へ	☐ 非該当	
6)様式別2-35-3項の物質リストの化学物質を含有量にかかわらず、意図的に混合しているか	☐ 7)へ	☐ 該当	
7)様式別2-35-3項の物質リストの5の化学物質の含有されていることが測定された場合又は確認された場合か	☐ 9)へ	☐ 8)へ	
8)化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について(平成30年9月3日 薬生発0903 第1号、20180829製局第2号、環境企発第1808319号)3-4(BAT値)を適用できるか	☐ 該当	☐ 非該当	
9)トリブチルスズ化合物が0.05%を超えて含有されていることが測定された場合又は確認された場合か	☐ 10)へ	☐ 該当	
10)様式別2-35-3項の物質リストの化学物質の1~3が0.1%以上含有されていることが測定された場合又は確認された場合か	☐ 11)へ	☐ 該当	
11)様式別2-35-3項の物質リストの化学物質の4が0.1%超含有されていることが測定された場合又は確認された場合か	☐ 12)へ	☐ 該当	
12)液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器、油入り変圧器、紙コンデンサー、油入りコンデンサー、有機被膜コンデンサー、エアコンデショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジのうち、0.005%を超えるポリ塩化ビフェニルを含有し、かつ、容量が0.05リットルを超えるか	☐ 非該当	☐ 該当	
13)貨物中に含まれている下記化学物質名及び含有比率			
化学物質名		含有比率(%)	様式別2-35-3の物質リスト No.
記入例:エンドスルファン		0.05	1(17)、5(29)

最 終 判 定	回 答 欄	記入欄
	輸出令別表第2の35の3の項に ☐ 非該当 ☐ 該当	

作成責任者:	(作成年月日 年 月 日)
会 社 名	_____
所属・役職	_____
(フリガナ)	_____
氏 名	_____ 印
電 話	_____ ()

1 輸出貿易管理令別表第2の35の3項(1)に掲げる貨物(ロッテルダム条約附属書Ⅲに掲げる化学物質(「輸出貿易管理令の運用について」[付表1] 35の3の項の「附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質」の解釈の欄に規定する混合物又は製剤を含む。))

No.	物質名	別名	CAS登録番号 (例示)	分類	POPs 条約 対象	特定 第一 種指 定化 学物 質(注)	備考	該非
1	2, 4, 5-T、2, 4, 5-T塩及び2, 4, 5-Tのエステル化合物	2, 4, 5-トリクロロフェノキシ酢酸	93-76-5	駆除剤				☐
2	アラクロール	2-クロロ-N-(2, 6-ジエチルフェニル)-N-(メキシメチル)アセタミド	15972-60-8	駆除剤				☐
3	アルジカルブ	2-メチル-2-(メチルチオ)プロパノール=O-[(メチルアミノ) カルボニル] オキシム	116-06-3	駆除剤				☐
4	アルドリノ	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン	309-00-2	駆除剤	○		5の(4)と同じ	☐
5	アジンホスメチル		86-50-0	駆除剤				☐
6	ピナバクリル		485-31-4	駆除剤				☐
7	カプタホール	N-(1, 1, 2, 2-テトラクロロエチルチオ)-4-シクロヘキセン-1, 2-ジカルボキシミド又はダイホルタン	2425/6/1	駆除剤				☐
8	カルボフラン	N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル	1563-66-2	駆除剤				☐
9	カルボスルファン		55285-14-8	駆除剤				☐
10	クロルデン	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン	57-74-9	駆除剤	○		5の(8)と同じ	☐
11	クロルジメホルム	N'-(4-クロロ-2-メチルフェニル)-N,N-ジメチルホルムアミジン	6164-98-3	駆除剤				☐
12	クロロベンジレート		510-15-6	駆除剤				☐
13	DDT	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン	50-29-3	駆除剤	○		5の(7)と同じ	☐
14	ディルドリン	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン	60-57-1	駆除剤	○		5の(5)と同じ	☐
15	ジニトロ-オルト-クレゾール(DNOC)及びジニトロ-オルト-クレゾール(DNOC)塩(アンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩等)	DNOC DNOCアンモニウム塩 DNOCカリウム塩 DNOCナトリウム塩	534-52-1 2980-64-5 5787-96-2 2312-76-7	駆除剤				☐
16	ジノセブ、ジノセブ塩及びジノセブのエステル化合物	2, 4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)フェノール、その塩及びそのエステル化合物 ジノセブ	88-85-7	駆除剤				☐
17	1, 2-ジプロモエタン	エチレンジプロマイド、EDB	106-93-4	駆除剤				☐
18	エンドスルファン	6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド 又はベンゾエピン	115-29-7	駆除剤			5の(29)と同じ	☐
19	1, 2-ジクロロエタン	エチレンジクロライド、EDC	107-06-2	駆除剤				☐
20	エチレンオキシド	酸化エチレン、EO	75-21-8	駆除剤		○		☐
21	フルオロアセトアミド	モノフルオロ酢酸アミド	640-19-7	駆除剤			3の(1)⑨と同じ 3の(2)⑨と同じ	☐
22	HCH(異性体混合物)	1, 2, 3, 4, 5, 6-ヘキサクロロシクロヘキサン(異性体混合物)	608-73-1	駆除剤				☐
23	ヘプタクロル	1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン	76-44-8	駆除剤	○		5の(8)と同じ	☐
24	ヘキサクロロベンゼン	HCB	118-74-1	駆除剤	○		5の(3)と同じ	☐
25	リンデン	1, 2, 3, 4, 5, 6-ヘキサクロロシクロヘキサン(ガンマ異性体)、γ BHC	58-89-9	駆除剤	○		5の(22)と同じ	☐
26	水銀化合物(無機水銀化合物、アルキル水銀化合物、アルキルオキシアルキル及びアリル水銀化合物を含む。)			駆除剤				☐

No.	物質名	別名	CAS登録番号 (例示)	分類	POPs 条約 対象	特定 第一 種指 定化 学物 質(注)	備考	該非
27	メタミドホス	O, S-ジメチル=ホスホルアミド=チオ アート	10265-92-6	駆除剤				☐
28	モノクロトホス	3-(ジメトキシホスフィニルオキシ)-N -メチル-cis-クロトンアミド	6923-22-4	駆除剤				☐
29	パラチオン	ジエチルパラニトロフェニルチオホス フェイト	56-38-2	駆除剤			3の(1)③と同じ 3の(2)③と同じ	☐
30	ペンタクロロフェノール、ペンタクロロフェ ノール塩及びペンタクロロフェノールのエス テル化合物	ペンタクロロフェノール ナトリウム塩 ナトリウム塩-水和物 ラウリン酸エステル	87-86-5 131-52-2 27735-64-4 3772-94-9	駆除剤	○		5の(31)と同じ	☐
31	ホレート		298-02-2	駆除剤				☐
32	テルブホス	ジチオリン酸O・O-ジエチル-S-(ター シャリープチルチオメチル)	13071-79-9	駆除剤				☐
33	トキサフェン		8001-35-2	駆除剤	○		5の(12)と同じ	☐
34	トリクロルホン	ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒド ロキシエチルホスホナート又はDEP	52-68-6	駆除剤				☐
35	ベノミル、カルボフラン及びチラウムの全て を含有する粉剤(※) (※)次に該当するもの。 ベノミル、カルボフラン及びチラウムの全て を含有する粉剤であって、ベノミル7%以 上、カルボフラン10%以上、チラウム15% 以上を全て含む粉剤。	ベノミル カルボフラン チラウム	17804-35-2 1563-66-2 137-26-8	著しく有 害な駆 除用製 剤				☐
36	フェンチオン(※) (※)次に該当するもの。 フェンチオンであって、1リットルにつき640 g以上含有する高濃度少量(ULV)散布用 製剤		55-38-9	著しく有 害な駆 除用製 剤				☐
37	メチルパラチオン(※) (※)次に該当するもの。 メチルパラチオンであって19.5%以上含 有する乳剤並びに1.5%以上含有する粉 剤	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイ ト	298-00-0	著しく有 害な駆 除用製 剤			3の(1)⑥と同じ 3の(2)⑥と同じ	☐
38	ホスファミドン(※) (※)次に該当するもの。 ホスファミドンであって1リットルにつき100 0gを超えて含有する液剤	ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロルク ロニル)-ホスフェイト (E)異性体及び(Z)異性体の混合物 (Z)異性体 (E)異性体	13171-21-6 23783-98-4 297-99-4	著しく有 害な駆 除用製 剤			3の(1)⑤と同じ 3の(2)⑤と同じ	☐
39	石綿(アクチノライト、アンソフィライト、アモ サイト、クロシドライト、トレモライト)	アクチノライト アンソフィライト アモサイト クロシドライト トレモライト	77536-66-4 77536-67-5 12172-73-5 12001-28-4 77536-68-6	工業用 化学物 質		○		☐
40	商業用オクタブロモジフェニルエーテル(ヘキ サブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジ フェニルエーテルを含む。)	ヘキサブロモジフェニルエーテル ヘプタブロモジフェニルエーテル	36483-60-0 68928-80-3	工業用 化学物 質	○		5の(27)と同じ 5の(28)と同じ	☐
41	商業用ペンタブロモジフェニルエーテル(テト ラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジ フェニルエーテルを含む。)	テトラブロモジフェニルエーテル ペンタブロモジフェニルエーテル	40088-47-9 32534-81-9	工業用 化学物 質	○		5の(25)と同じ 5の(26)と同じ	☐
42	デカブロモジフェニルエーテル		1163-19-5	工業用 化学物 質	○		5の(33)と同じ	☐

[illegible]

No.	物質名	別名	CAS登録番号 (例示)	分類	POPs 条約 対象	特定 第一 種指 定化 学物 質(注)	備考	該非
46	ポリ臭化ビフェニル	PBB 六臭化ビフェニル 八臭化ビフェニル 十臭化ビフェニル	36355-01-8 27858-07-7 13654-09-6	工業用 化学物 質	○		5の(24)と同じ	☐
47	ポリ塩化ビフェニル	PCB	1336-36-3	工業用 化学物 質	○		5の(1)と同じ	☐
48	ポリ塩化テルフェニル	PCT	61788-33-8	工業用 化学物 質				☐
49	短鎖塩素化パラフィン(炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。)	短鎖塩化パラフィン	85535-84-8	工業用 化学物 質			5の(32)と同じ	☐
50	四エチル鉛	テトラエチル鉛	78-00-2	工業用 化学物 質		○	3の(1)②と同じ 3の(2)②と同じ	☐
51	四メチル鉛	テトラメチル鉛	75-74-1	工業用 化学物 質		○	3の(1)②と同じ 3の(2)②と同じ	☐
52	トリス(2, 3-ジブロモプロピル)＝ホスファート		126-72-7	工業用 化学物 質				☐
53	トリブチルスズ化合物(ビス(トリブチルスズ)＝オキシド、トリブチルスズ＝フルオリド、トリブチルスズ＝メタクリラート、トリブチルスズ＝ベンゾアート、トリブチルスズ＝クロリド、トリブチルスズ＝リノレアート、トリブチルスズ＝ナフテナートを含む全て)	ビス(トリブチルスズ)＝オキシド トリブチルスズ＝フルオリド トリブチルスズ＝メタクリラート トリブチルスズ＝ベンゾアート トリブチルスズ＝クロリド トリブチルスズ＝リノレアート トリブチルスズ＝ナフテナート その他多数	56-35-9 1983-10-4 2155-70-6 4342-36-3 1461-22-9 24124-25-2 85409-17-2	駆除剤 ／工業 用化学 物質			5の(9)と同じ	☐

2 輸出入貿易管理令別表第2の35の3項(2)に掲げる貨物(農薬取締法第2条第1項に規定する農薬の成分である化学物質であって、経済産業大臣が告示で定めるもの)

No.	物質名	別名	CAS登録番号 (例示)	分類	POPs 条約 対象	特定 第一 種指 定化 学物 質(注)	備考	該非
1	テトラエチルピロホスフェート	TEPP	107-49-3				3の(1)⑦と同じ 3の(2)⑦と同じ	☐
2	水銀		7439-97-6					☐
3	砒酸鉛		7645-25-2			○		☐
4	水酸化トリシクロヘキシルスズ	シヘキサチン	13121-70-5					☐
5	2, 4, 6-トリクロロフェニル-4'-ニトロフェニルエーテル	CNP又はクロロニトロフェン	1836-77-7					☐
6	ペンタクロロニトロベンゼン	PCNB又はキントゼン	82-68-8					☐

※水銀と他の物質との混合物(水銀の合金を含む。)であって、水銀の濃度が全重量の95%以上の場合は、35の4の項(1)に該当する。

3 輸出貿易管理令別表第2の35の3項(3)に掲げる貨物(毒物及び劇物取締法第2条第3項に規定する特定毒物)

(1) 毒物及び劇物取締法第2条第3項に規定する特定毒物

No.	物質名	別名	CAS登録番号 (例示)	分類	POPs 条約 対象	特定 第一 種指 定化 学物 質(注)	備考	該非
1	オクタメチルピロホスホルアミド	シュラーダン又はOMPA	152-16-9					☐
2	4アルキル鉛					○	1の(50)(51)と 一部同じ	☐
3	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト	パラチオン	56-38-2				1の(29)と同じ	☐
4	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト	メチルジメトン	8022-00-2					☐
5	ジメチル(ジエチルアミド-1-クロルクロトニル)-ホスフェイト	ホスファミドン	13171-21-6				1の(38)と同じ	☐
6	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト	メチルパラチオン	298-00-0				1の(37)と同じ	☐
7	テトラエチルピロホスフェイト	TEPP	107-49-3				2の(1)と同じ	☐
8	モノフルオール酢酸		144-49-0					☐
9	モノフルオール酢酸アミド	フルオロアセトアミド	640-19-7				1の(21)と同じ	☐
10	以上に掲げる物を含有する製剤その他の 著しい毒性を有する毒物であって毒物及び 劇物指定令第3条で定める物							☐

(2) 毒物及び劇物指定令第3条に規定する特定毒物

No.	物質名	別名	CAS登録番号 (例示)	分類	POPs 条約 対象	特定 第一 種指 定化 学物 質(注)	備考	該非
1	オクタメチルピロホスホルアミドを含有する 製剤	シュラーダン、OMPAを含有する製剤	152-16-9					☐
2	4アルキル鉛を含有する製剤					○	1の(50)(51)と 同じ	☐
3	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含有する製剤	パラチオンを含有する製剤	56-38-2				1の(29)と同じ	☐
4	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤	メチルジメトンを含有する製剤	8022-00-2					☐
5	ジメチル(ジエチルアミド-1-クロルクロトニル)-ホスフェイトを含有する製剤	ホスファミドンを含有する製剤	13171-21-6				1の(38)と同じ	☐
6	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含有する製剤	メチルパラチオンを含有する製剤	298-00-0				1の(37)と同じ	☐
7	テトラエチルピロホスフェイトを含有する製剤	TEPPを含有する製剤	107-49-3				2の(1)と同じ	☐
8	モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有する製剤		144-49-0					☐
9	モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤	フルオロアセトアミドを含有する製剤	640-19-7				1の(21)と同じ	☐
10	燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤		20859-73-8					☐

4 輸出貿易管理令別表第2の35の3項(5)に掲げる貨物であって、次の1、2若しくは4から6までに掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有し、又は3に掲げる物をその重量の〇・パーセントを超えて含有する製剤及びそれらの物の混合物

No.	物質名	別名	CAS登録番号 (例示)	分類	POPs 条約 対象	特定 第一 種指 定化 学物 質(注)	備考	該非
1	ベンジジン及びその塩	4, 4'-ジアミノビフェニル	92-87-5					☐
2	4-アミノジフェニル及びその塩	4-アミノビフェニル	92-67-1					☐
3	石綿(クリソタイル)	クリソタイル	12001-29-5			○		☐
4	4-ニトロジフェニル及びその塩		92-93-3					☐
5	ビス(クロロメチル)エーテル		542-88-1					☐
6	ベーターナフチルアミン及びその塩	2-ナフチルアミン又はアミノナフタレン	91-59-8					☐

- 5 輸出貿易管理令別表第2の35の3項(6)に掲げる貨物(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質(「輸出貿易管理令の運用について」[付表1]35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄に規定する混合物又は製剤及び製品を含む。))

No.	物 質 名	別 名	CAS登録番号 (例示)	分類	POPs 条約 対象	特定 第一 種指 定化 学物 質(注)	備 考	該非
1	ポリ塩化ビフェニル	PCB	1336-36-3		○		1の(47)と同じ	☐
2	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が2以上のものに 限る。)	ポリクロロナフタレン	28699-88-9 1321-65-9 1335-88-2 1321-64-8 1335-87-1 32241-08-0 2234-13-1		○			☐
3	ヘキサクロロベンゼン	HCB	118-74-1		○		1の(24)と同じ	☐
4	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキソ -1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン	アルドリン	309-00-2		○		1の(4)と同じ	☐
5	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a -オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド- 5, 8-ジメタノナフタレン	ディルドリン	60-57-1		○		1の(14)と同じ	☐
6	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a -オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド- 5, 8-ジメタノナフタレン	エンドリン	72-20-8		○			☐
7	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-ク ロロフェニル)エタン	DDT	50-29-3		○		1の(13)と同じ	☐
8	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ- 2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7 -メタノ-1H-インデン、1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テト ラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン及 びこれらの類縁化合物の混合物	クロルデン、ヘプタクロル及びこれらの類 縁化合物の混合物 クロルデン ヘプタクロル	57-74-9 76-44-8		○		1の(10)と同じ 1の(23)と同じ	☐
9	ビス(トリブチルスズ)＝オキシド		56-35-9				1の(53)と同じ	☐
10	N, N'-ジトリル-パラフェニレンジアミ ン、N-トリル-N'-キシリル-パラフェ ニレンジアミン又はN, N'-ジキシリル -パラフェニレンジアミン	N,N'-ジトリル N-トリル-N'-キシリル N,N'-ジキシリル	27417-40-9 70290-05-0 28726-30-9					☐
11	2, 4, 6-トリ-ターシャリーブチル フェノール		732-26-3					☐
12	ポリクロロ-2, 2-ジメチル-3-メチリデ ンビスクロ[2, 2, 1]ヘプタン	トキサフェン	8001-35-2		○		1の(33)と同じ	☐
13	ドデカクロロペンタシクロ[5. 3. 0 ^{2,6} . 0 ^{3,9} . 0 ^{4,8}]デカン	マイレックス	2385-85-5		○			☐
14	2, 2, 2-トリクロロ-1-(2-クロロフェ ニル)-1-(4-クロロフェニル)エタノ ール又は2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス (4-クロロフェニル)エタノール(別名ケ ルセン又はジコホル)	ケルセン又はジコホル	115-32-2 10606-46-9		○			☐
15	ヘキサクロロブター-1, 3-ジエン		87-68-3		○			☐
16	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール- 2-イル)-4, 6-ジ-ターシャリーブチル フェノール		3846-71-7					☐

No.	物 質 名	別 名	CAS登録番号 (例示)	分類	POPs 条約 対象	特定 第一 種指 定化 学物 質(注)	備 考	該非
17	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) 又はその塩	PFOS又はその塩 PFOS PFOSのカリウム塩 PFOSのリチウム塩 PFOSのアンモニウム塩 PFOSのジエタノールアミン塩 PFOSのテトラエチルアンモニウム塩 PFOSのジデシルジメチルアンモニウム塩	1763-23-1 2795-39-3 29457-72-5 29081-56-9 70225-14-8 56773-42-3 251099-16-8		○		1の(44)と同じ 1の(44)と同じ 1の(44)と同じ 1の(44)と同じ 1の(44)と同じ 1の(44)と同じ 1の(44)と同じ	☐
18	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル) =フルオリド	PFOSF	307-35-7		○		1の(44)と同じ	☐
19	ペンタクロロベンゼン		608-93-5		○			☐
20	r-1, c-2, t-3, c-4, t-5, t-6-ヘ キサクロロシクロヘキサン	アルファーヘキサクロロシクロヘキサン	319-84-6		○			☐
21	r-1, t-2, c-3, t-4, c-5, t-6-ヘ キサクロロシクロヘキサン	ベーターヘキサクロロシクロヘキサン	319-85-7		○			☐
22	r-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6-ヘ キサクロロシクロヘキサン	ガンマーヘキサクロロシクロヘキサン	58-89-9		○		1の(25)と同じ	☐
23	デカクロロペンタシクロ[5. 3.0. 0 ^{2,6} . 0 ^{3,9} . 0 ^{4,8}]デカン-5-オン	クロルデコン	143-50-0		○			☐
24	ヘキサブromoビフェニル		36355-01-8		○		1の(46)と同じ	☐
25	テトラブromo(フェノキシベンゼン)	2, 2', 4, 4' -テトラブromoジフェニル エーテル	40088-47-9		○		1の(41)と同じ	☐
26	ペンタブromo(フェノキシベンゼン)	2, 2', 4, 4', 5-ペンタブromoジフェニル エーテル	32534-81-9		○		1の(41)と同じ	☐
27	ヘキサブromo(フェノキシベンゼン)	ヘキサブromoジフェニルエーテル 2,2',4,4',5,5'-ヘキサブromoジフェニルエーテル 2,2',4,4',5,6'-ヘキサブromoジフェニルエーテル	68631-49-2 207122-15-4		○		1の(40)と同じ	☐
28	ヘプタブromo(フェノキシベンゼン)	ヘプタブromoジフェニルエーテル 2,2',3,3',4,5',6-ヘプタブromoジフェニルエーテル 2,2',3,4,4',5,6-ヘプタブromoジフェニルエーテル	446255-22-7 207122-16-5		○		1の(40)と同じ	☐
29	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロー-1, 5, 5a,6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベン ゾジオキサチエピン=3-オキシド類	エンドスルファン又はベンゾエピン エンドスルファン α-エンドスルファン β-エンドスルファン	115-29-7 959-98-8 33213-65-9		○		1の(18)と同じ	☐

No.	物質名	別名	CAS登録番号 (例示)	分類	POP 条約 対象	特定 第一 種指 定化 学物 質(注)	備考	該非
30	ヘキサブロモシクロデカン	HBCD ヘキサブロモシクロデカン 1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン rel-(1R,2S,5R,6S,9R,10S)-1,2,5,6,9, 10-ヘキサ ブロモシクロデカン rel-(1R,2S,5R,6S,9S,10R)-1,2,5,6,9, 10-ヘキサ ブロモシクロデカン rel-(1R,2R,5S,6R,9R,10S)-1,2,5,6,9, 10-ヘキサ ブロモシクロデカン rel-(1R,2S,5R,6R,9R,10S)-1,2,5,6,9, 10-ヘキサ ブロモシクロデカン rel-(1R,2R,5R,6S,9S,10R)-1,2,5,6,9, 10-ヘキサ ブロモシクロデカン (1R,2R,5R,6S,9S,10S)-1,2,5,6,9, 10-ヘキサブロ モシクロデカン (1R,2R,5R,6S,9R,10S)-1,2,5,6,9, 10-ヘキサブロ モシクロデカン (1R,2S,5S,6R,9S,10S)-1,2,5,6,9, 10-ヘキサブロ モシクロデカン (1R,2S,5S,6S,9S,10R)-1,2,5,6,9, 10-ヘキサブロ モシクロデカン (1R,2R,5S,6R,9R,10S)-1,2,5,6,9, 10-ヘキサブロ モシクロデカン (1R,2S,5R,6S,9S,10S)-1,2,5,6,9, 10-ヘキサブロ モシクロデカン (1R,2R,5R,6S,9S,10R)-1,2,5,6,9, 10-ヘキサブロ モシクロデカン	25637-99-4 3194-55-6 4736-49-6 65701-47-5 134237-50-6 134237-51-7 134237-52-8 138257-17-7 138257-18-8 138257-19-9 169102-57-2 678970-15-5 678970-16-6 678970-17-7		○		1の(43)と同じ	☐
31	ペンタクロロフェノール又はその塩若しくは エステル	ペンタクロロフェノール ナトリウム塩 ナトリウム塩一水和物 ラウリン酸エステル	87-86-5 131-52-2 27735-64-4 3772-94-9		○		1の(30)と同じ	☐
32	ポリ塩化直鎖パラフィン(炭素数が10から 13までのものであって、塩素の含有量が 全重量の48パーセントを超えるものに限 る。)		85535-84-8 68920-70-7 71011-12-6 85536-22-7 85681-73-8 108171-26-2		○		1の(49)と同じ	☐
33	1, 1'-オキシビス(2, 3, 4, 5, 6-ペン タプロモベンゼン)	デカブロモジフェニルエーテル	1163-19-5		○		1の(42)と同じ	☐
34	ペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)若し くはペルフルオロアルカン酸(構造が分枝 であって、炭素数が8のものに限る。)又は これらの塩	PFOA PFOAのアンモニウム塩 PFOAのナトリウム塩 PFOAのカリウム塩 分岐ペルフルオロオクタン酸 分岐ペルフルオロオクタン酸アンモニウム 2,2,3,3,4,4,5,5,6,7,7,7-ドデカフルオロ-6-(トリ フルオロメチル)ヘプタン酸 2,2,3,4,5,5,6,6,6-ノナフルオロ-3,4-ビス(トリ フルオロメチル)ヘキサン酸 2,3,3,4,4,5,6,6,6-ノナフルオロ-2,5-ビス(トリ フルオロメチル)ヘキサン酸 2,3,3,4,4,5,5,6,6,6-デカフルオロ-2-(1,1,2,2,2 ペンタフルオロエチル)ヘキサン酸アンモニ ウム塩 2,3,3,4,4,5,5,6,6,6-デカフルオロ-2-(1,1,2,2,2 ペンタフルオロエチル)ヘキサン酸ナトリウ ム塩	335-67-1 3825-26-1 335-95-5 2395-00-8 90480-55-0 90480-56-1 15166-06-0 1882109-81-0 1882109-80-9 13058-06-5 1195164-59-0		○		1の(45)と同じ	☐
35	ペルフルオロオクタン酸関連物質であっ て、次に掲げるもの	① 1, 1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8-ヘプタデカフルオロ-8- ヨードオクタン(別名ペルフルオロオクテリ =ヨージド) ② 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 10-ヘプタデカフルオロデ カン-1-オール(別名8:2フルオロテロ マーアルコール) ③ 化学物質の審査及び製造等の規制に関 する法律施行令第1条第1項第35号ハの規 定に基づき化学物質を定める省令(令和6 年厚生労働省、経済産業省、環境省第4号) に規定するもの *注1)	507-63-1 678-39-7		○ ○ ○		1の(45)と同じ	☐ ☐ ☐

*注1) 138アイテムの化学物質、具体的名称、構造式及びCAS登録番号はCISTECホームページ、下記に掲載済み。
 トップページ>書籍・出版物:映像>該非判定帳票>B08/パラメータシート<輸出貿易管理令別表第2関連>
 URL: https://www.cistec.or.jp/publication/shoseki/b08_param_bepyou2.html

No.	物 質 名	別 名	CAS登録番号 (例示)	分類	POPs 条約 対象	特定 第一 種指 定化 学物 質(注)	備 考	該非
36	ペルフルオロ(ヘキサノール-1-スルホン酸) (別名PFHxS)若しくはペルフルオロ(アル カンスルホン酸)(構造が分枝であって、炭 素数が6のものに限る。)又はこれらの塩	PFHxS PFHxSのカリウム塩 PFHxSのリチウム塩 PFHxSのアンモニウム塩 PFHxSのナトリウム塩	355-46-4 3871-99-6 55120-77-9 68259-08-5 82382-12-5 1195164-59-0		○			☐
37	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イ ル)-4, 6-ジ-ターシャリ-ベンチルフェノ ール(別名UV-328)		25973-55-1		○			☐
38	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(メキシフェニ ル)エタン(別名メキシクロル)		72-43-5 30667-99-3 76733-77-2 255065-25-9 255065-26-0 59424-81-6 1348358-72-4		○			☐
39	1,2,3,4,7,8,9,10,13,13,14,14-ドデカクロロ- 1,4,4a,5,6,6a,7,10,10a,11,12,12a-ドデカヒド ロ 1,4:7,10-ジメタノジベンゾ[a,e][8]アン ヌレン(別名デクロランプラス)		13560-89-9 135821-74-8 135821-03-3		○			☐

特定第一種指定化学物質(注):

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令」(平成12年政令第138号)第4条第1号イに規定する特
定第一種指定化学物質を指す。

運用通達の解釈

@CISTEC 2025.10.22

(ロッテルダム条約付属書Ⅲ、農薬取締法、毒物及び劇物取締法、
労安法及び化審法関係)

(令和7年10月22日施行政省令等対応)

輸出令別 表第2の 項	輸出令別表 第2中解釈 を要する語	解 釈	
35の3	付属書Ⅲ上覧に掲げる化学物質	付属書Ⅲ上覧に掲げる化学物質及びこれを含む混合物又は製剤	
		水銀化合物には、無機水銀化合物、アルキル水銀化合物、アルキルオキシアルキル及びアリル水銀化物を含む。	
		ペノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含む混合物であって、ペノミル7%以上、カルボフラン10%以上、チウラム15%以上を含む混合物をいう。	
		フェンチオンであって、1リットルにつき640g以上含有する高濃度少量(ULV)散布用製剤をいう。	
		メチルパラチオンであって、19.5%以上含有する乳剤並びに1.5%以上含有する粉剤をいう。	
		ホスファミドンであって、1リットルにつき1000gを超えて含有する液剤をいう。	
		石綿には、アクチノライト、アンソフィライト、アモサイト、クロシドライト、トレモライトを含む。	
		商業用オクタブロモジフェニルエーテルには、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテルを含む。	
		商業用ペンタブロモジフェニルエーテルには、テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテルを含む。	
		ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド及びペルフルオロオクタンスルホン化合物には、ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸カリウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸リチウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモニウム、N-エチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-エチルN-(2-ヒドロキシエチル)ペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-(2-ヒドロキシエチル)-N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホンフルオリドを含む。	

35の3	付属書Ⅲ上覧に掲げる化学物質	「ペルフルオロオクタン酸関連物質」の解釈は次のとおり行う。 ・炭素原子(C)に結合する直鎖状又は分岐状のペルフルオロヘプチル基(C₇F₁₅)を構造要素の1つとして有する関連物質(その塩及びポリマーを含む。) ・直鎖状又は分岐状のペルフルオロオクチル基(C₈F₁₇)を構造要素の1つとして有する関連物質(その塩及びポリマーを含む。) 以下の化合物は含まれない。 ・C₈F₁₇—X (X = F、Cl、Br) ・C₈F₁₇—C(=O)OH、C₈F₁₇—C(=O)O—X' 又は、C₈F₁₇—CF₂—X' (X' = 任意の基(塩を含む。)) ・ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその誘導体(C₈F₁₇SO₂X(X = OH、金属塩(O—M⁺)、ハロゲン化物、アミド、及びポリマーを含むその他の誘導体)) 短鎖塩素化パラフィンとは、炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。 トリブチルスズ化合物とは、ビス(トリブチルスズ)=オキシド、トリブチルスズ=フルオリド、トリブチルスズ=メタクリレート、トリブチルスズ=ベンゾアート、トリブチルスズ=クロリド、トリブチルスズ=リノレート、トリブチルスズ=ナフテナートを含む全てをいう。
	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)第2条第2項に規定する第一種特定化学物質	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質及びこれを含有する混合物又は製剤 ポリ塩化ビフェニルが使用されている以下の製品を含む。 ① 潤滑油、切削油及び作動油 ② 接着剤(動植物系のものを除く。)、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充填料 ③ 塗料(水系塗料を除く。)、印刷用インキ及び感圧複写紙 ④ 液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器 ⑤ 油入変圧器並びに紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー ⑥ エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジ ポリ塩化ナフタレンとは、塩素数が2以上のものに限る。 ポリ塩化ナフタレン(塩素数が2以上のものに限る。)が使用されている以下の製品を含む。 ① 潤滑油及び切削油 ② 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 ③ 塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。) ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン類、トキサフェン又はマイレックス、ペンタクロロベンゼン、アルファヘキサクロロシクロヘキサン、ベータヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマーヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコンが使用されている農薬取締法(昭和23年法律第82号)第2条第1項に規定する農薬を含む。

35の3	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)第2条第2項に規定する第一種特定化学物質	ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン類、トキサフェン又はマイレックス、PFOS又はその塩、ペンタクロロベンゼン、アルファヘキサクロシクロヘキサン、ベータヘキサクロシクロヘキサン、ガンマーヘキサクロシクロヘキサン、クロルデコンが使用されている医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品又は同条第4項に規定する医療機器を含む。	
		アルドリン及びDDTが使用されている以下の製品を含む。 ① 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 ② 塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)	
		ディルドリンが使用されている以下の製品を含む。 ① 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 ② 塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。) ③ 羊毛(脂付き羊毛を除く。)	
		クロルデン類が使用されている以下の製品を含む。 ① 木材用の防腐剤及び防虫剤 ② 木材用の接着剤 ③ 塗料(防腐用又は防虫用のものに限る。) ④ 防腐木材及び防虫木材 ⑤ 防腐合板及び防虫合板	
		マイレックスが使用されている木材用の防虫剤を含む。	
		PFOS又はその塩が使用されている以下の製品を含む。 ① 航空機用の作動油 ② 糸を紡ぐために使用する油剤 ③ 金属の加工に使用するエッチング剤 ④ 圧電フィルタ又は半導体の製造に使用するエッチング剤 ⑤ メッキ用の表面処理剤及びその調製添加剤 ⑥ 半導体の製造に使用する反射防止剤 ⑦ 半導体用のレジスト ⑧ 研磨剤 ⑨ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 ⑩ 防虫剤(しろあり又はありの防除に用いられるものに限る。) ⑪ 業務用写真フィルム ⑫ 印画紙	

35の3	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)第2条第2項に規定する第一種特定化学物質	テトラブロモジフェニルエーテルが使用されている以下の製品を含む。 ① 塗料 ② 接着剤	
		ペンタブロモジフェニルエーテルが使用されている以下の製品を含む。 ① 塗料 ② 接着剤	
		ヘキサブロモシクロデカンが使用されている以下の製品を含む ① 防炎性能を与えるための処理をした生地 ② 生地に防炎性能を与えるための調製添加剤 ③ 発泡ポリスチレンビーズ ④ 防炎性能を与えるための処理をしたカーテン	
		ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルが使用されている以下の製品を含む。 ① 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 ② 防腐木材、防虫木材及びかび防止木材 ③ 防腐合板、防虫合板及びかび防止合板 ④ にかわ	
		ポリ塩化直鎖パラフィンとは、炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。	
		ポリ塩化直鎖パラフィン(炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。)が使用されている以下の製品を含む。 ① 潤滑油、切削油及び作動油 ② 生地に防炎性能を与えるための調製添加剤 ③ 樹脂用又はゴム用の可塑剤 ④ 塗料(防水性かつ難燃性のものに限る。) ⑤ 接着剤及びシーリング用の充填料 ⑥ 皮革用の加脂剤	
		デカブロモジフェニルエーテルが使用されている以下の製品を含む。 ① 防炎性能を与えるための処理をした生地 ② 生地、樹脂又はゴムに防炎性能を与えるための調製添加剤 ③ 接着剤及びシーリング用の充填料 ④ 防炎性能を与えるための処理をした床敷物 ⑤ 防炎性能を与えるための処理をしたカーテン ⑥ 防炎性能を与えるための処理をした旗及びのぼり	

35の3	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)第2条第2項に規定する第一種特定化学物質	ペルフルオロアルカン酸とは、構造が分岐であって、炭素数が8のものに限る。 PFOA若しくはペルフルオロアルカン酸(構造が分岐であって、炭素数が8のものに限る。)又はこれらの塩が使用されている以下の製品を含む。 ① 耐水性能又は耐油性能を与えるための処理をした紙 ② はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 ③ 洗浄剤 ④ 半導体の製造に使用する反射防止剤 ⑤ 塗料及びワニス ⑥ はつ水剤及びはつ油剤 ⑦ 接着剤及びシーリング用の充填料 ⑧ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 ⑨ トナー ⑩ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 ⑪ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物 ⑫ 床用ワックス ⑬ 業務用写真フィルム ペルフルオロオクタン酸関連物質とは、ペルフルオロオクチル＝ヨージド、8:2フルオロテロマーアルコール、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第1条第1項第35号ハの規定に基づき化学物質を定める省令(令和6年厚生労働省、経済産業省、環境省令第4号)に規定するものをいう。 ペルフルオロオクタン酸関連物質が使用されている以下の製品を含む。 ① はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 ② 消泡剤 ③ はつ水剤、はつ油剤、防汚剤及び繊維保護剤 ④ 光ファイバー及びそのコーティング剤 ⑤ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 ⑥ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 ⑦ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物 ⑧ 床用ワックス ペルフルオロ(アルカンスルホン酸)とは、構造が分岐であって、炭素数が6のものに限る。
------	---	---

35の3	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)第2条第2項に規定する第一種特定化学物質	PFHxS若しくはペルフルオロ(アルカンスルホン酸)(構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。)又はこれらの塩が使用されている以下の製品を含む。 ① はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 ② 金属の加工に使用するエッチング剤 ③ 半導体の製造に使用するエッチング剤 ④ メッキ用の表面処理剤及びその調製添加剤 ⑤ 半導体の製造に使用する反射防止剤 ⑥ 半導体用のレジスト ⑦ はつ水剤、はつ油剤及び繊維保護剤 ⑧ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 ⑨ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 ⑩ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物	
		UV-328が使用されている以下の製品を含む。 ① 潤滑油 ② 樹脂に紫外線を吸収する性能を与えるための調製添加剤 ③ 塗料及びワニス ④ 接着剤、テープ及びシーリング用の充填料	
		デクロランプラスが使用されている以下の製品を含む。 ① 潤滑油 ② 樹脂に防炎性能を与えるための調製添加剤 ③ 電子機器及び電気機器の部品 ④ シリコーンゴム ⑤ 接着剤及びテープ	

輸出令 別表第2の35の4の項(1)
水銀に関する水俣条約第3条1(a)に規定する水銀関係
貨 物 名 : _____
メーカ ー 名 : _____
品種及び等級: _____

該非判定用パラメータシート

様式 別2-35-4

(1/1)

©CISTEC 2025.10.22

(令和元年8月19日施行政省令等対応)

輸出貿易管理令別表第2の35の4の項(1) (水俣条約関係)
* 該当する箇所の口の中に「レ」印あるいは「×」印を記入すること。

質 問 事 項	回 答 欄		
	いいえ	はい	記入欄
1)単体の水銀か？	☐ 2)へ	☐ 該当	
2)水銀と他の物質との混合物(水銀の合金を含む)か？	☐ 非該当	☐ 3)へ	
3)水銀の濃度は95%以上か？	☐ 様式別2-35-3へ	☐ 該当	濃度 %
最 終 判 定	輸出令別表第2の35の4項(1)に ☐ 非該当 ☐ 該当		

※35の4の項(2)の水銀使用製品等は本パラメータシートでは扱わない
該当する場合は、「特定の水銀、水銀化合物及び特定水銀使用製品等の輸出の承認について」に
基づき、輸出の承認の申請を行ってください。

作成責任者: (作成年月日 年 月 日)

会 社 名 _____

所属・役職 _____

(フリガナ)

氏 名 _____ 印

電 話 _____ ()

輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解 釈	
35の4	水銀に関する水俣条約第三条1(a)に規定する水銀	水銀と他の物質との混合物(水銀の合金を含む。)であって、水銀の濃度が全重量の95パーセント以上であるものを含む。	
			蛍光ランプ及び水銀ランプ等の水銀が使用されている製品に含まれる水銀を除く。

付録 別表第2該当化学品リスト

別表第2項番	化学物質名称(総称名を含む)		別名の例示	CAS登録番号
21の3項	1	N-アセチルアントラニル酸		89-52-1
		N-アセチルアントラニル酸塩類		-
	2	アセトン		67-64-1
		4-アニリノピペリジン		23056-29-3
	3	4-アニリノピペリジン塩類		-
		4-アニリノピペリジンニ塩酸塩		99918-43-1
		4-アニリノピペリジン塩酸塩		99918-43-1 1193388-65-6
	4	4-アニリノ-1-フェネチルピペリジン		21409-26-7
		4-アニリノ-1-フェネチルピペリジン塩類		-
	5	アントラニル酸		118-92-3
		アントラニル酸塩類		-
	6	イソサフロール		120-58-1
	7	エチルエーテル	ジエチルエーテル、エーテル	60-29-7
	8	エチルメチルケトン	メチルエチルケトン、MEK	78-93-3
	9	エチル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート	PMKエチルグリシデート	28578-16-7
		エチル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート塩類		
	10	エルゴタミン		113-15-5
		エルゴタミン塩類		-
	11	エルゴメトリン		60-79-7
		エルゴメトリン塩類		-
	12	塩化水素の水溶液	塩酸	7647-01-0
	13	過マンガン酸カリウム		7722-64-7
	14	サフロール		94-59-7
	15	1,1-ジメチルエチル=4-アニリノピペリジン-1-カルボキシラート		125541-22-2
		1,1-ジメチルエチル=4-アニリノピペリジン-1-カルボキシラート塩類		-
		1,1-ジメチルエチル=4-アニリノピペリジン-1-カルボキシラート塩酸塩		1197227-86-3
	16	1, 1-ジメチルエチル=ピペリジン-4-オン-1-カルボキシラート	1-boc-4-ピペリドン	79099-07-3
		1, 1-ジメチルエチル=ピペリジン-4-オン-1-カルボキシラート塩類		-
		1, 1-ジメチルエチル=ピペリジン-4-オン-1-カルボキシラート塩酸塩		865711-37-1
	17	1, 1-ジメチルエチル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート	PMK tert-ブチルグリシデート	-
		1, 1-ジメチルエチル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート塩類		-
	18	トルエン	トルオール	108-88-3
	19	ピペリジン		110-89-4
		ピペリジン塩類		-
	20	ピペリジン-4-オン		41661-47-6
		ピペリジン-4-オン塩類		
		ピペリジン-4-オントリフルオロ塩酸塩		41979-39-9
		ピペリジン-4-オントリフルオロ酢酸塩		223142-89-0
	21	ビベロナール		120-57-0
	22	N-フェニル-N-(ピペリジン-4-イル)プロパンアミド		1609-66-1
		N-フェニル-N-(ピペリジン-4-イル)プロパンアミド塩類		-
		N-フェニル-N-(ピペリジン-4-イル)プロパンアミド塩酸塩		22352-81-4
	23	1-フェネチルピペリジン-4-オン		39742-60-4
		1-フェネチルピペリジン-4-オン塩類		-
	24	ブチル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート	PMKブチルグリシデート	
		ブチル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート塩類		
	25	プロピル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート	PMKプロピルグリシデート	
		プロピル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート塩類		
	26	無水酢酸		108-24-7
	27	1-メチルエチル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート	PMKイソプロピルグリシデート	
		1-メチルエチル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート塩類		
	28	1-メチルプロピル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート	PMK sec-ブチルグリシデート	
		1-メチルプロピル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート塩類		
	29	2-メチルプロピル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート	PMKイソブチルグリシデート	
		2-メチルプロピル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート塩類		
	30	メチル-2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-オキシラン-2-カルボキシラート	PMK glycidate, PMKグリシデート, PMKメチルグリシデート	13605-48-6
		メチル-2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-オキシラン-2-カルボキシラート塩		-
	31	2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-オキシラン-2-カルボン酸	PMK glycidic acid, PMKグリシド酸	2167189-50-4
		2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-オキシラン-2-カルボン酸塩		-

別表第2項番	化学物質名称(総称名を含む)		別名の例示	CAS登録番号
21の3項	32	3,4-メチレンジオキシフェニル-2-プロパノン		4676-39-5
	33	リゼルギン酸		82-58-6
		リゼルギン酸塩類		-
	34	硫酸		7664-93-9

別表第2項番	化学物質名称(総称名を含む)		別名の例示	CAS登録番号
35項 附属書A グループI	1	トリクロロフルオロメタン	CFC-11	75-69-4
	2	ジクロロジフルオロメタン	CFC-12	75-71-8
	3	トリクロロトリフルオロエタン	CFC-113	76-13-1
	4	ジクロロテトラフルオロエタン	CFC-114	-
	5	クロロペンタフルオロエタン	CFC-115	76-15-3
35項 附属書A グループII	1	ブロモクロロジフルオロメタン	ハロン1211	353-59-3
	2	ブロモトリフルオロメタン	ハロン1301	75-63-8
	3	ジブロモテトラフルオロエタン	ハロン2402	-
35項 附属書B グループI	1	クロロトリフルオロメタン	CFC-13	75-72-9
	2	ペンタクロロフルオロエタン	CFC-111	354-56-3
	3	テトラクロロジフルオロエタン	CFC-112	-
	4	ヘプタクロロフルオロプロパン	CFC-211	-
	5	ヘキサクロロジフルオロプロパン	CFC-212	-
	6	ペンタクロロトリフルオロプロパン	CFC-213	-
	7	テトラクロロテトラフルオロプロパン	CFC-214	-
	8	トリクロロペンタフルオロプロパン	CFC-215	-
	9	ジクロロヘキサフルオロプロパン	CFC-216	-
	10	クロロヘプタフルオロプロパン	CFC-217	-
35項 附属書B グループII	1	四塩化炭素		56-23-5
35項 附属書B グループIII	1	1,1,1-トリクロロエタン	メチルクロロホルム	71-55-6
35項 附属書C グループI	1	ジクロロフルオロメタン	HCFC-21	75-43-4
	2	クロロジフルオロメタン	HCFC-22	75-45-6
	3	クロロフルオロメタン	HCFC-31	593-70-4
	4	テトラクロロフルオロエタン	HCFC-121	-
	5	トリクロロジフルオロエタン	HCFC-122	-
	6	ジクロロトリフルオロエタン	HCFC-123	-
	7	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン	HCFC-123	306-83-2
	8	クロロテトラフルオロエタン	HCFC-124	-
	9	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン	HCFC-124	354-25-6
	10	トリクロロフルオロエタン	HCFC-131	-
	11	ジクロロジフルオロエタン	HCFC-132	-
	12	クロロトリフルオロエタン	HCFC-133	-
	13	ジクロロフルオロエタン	HCFC-141	-
	14	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン	HCFC-141b	1717-00-6
	15	クロロジフルオロエタン	HCFC-142	-
	16	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン	HCFC-142b	75-68-3
	17	クロロフルオロエタン	HCFC-151	-
	18	ヘキサクロロフルオロプロパン	HCFC-221	-
	19	ペンタクロロジフルオロプロパン	HCFC-222	-
	20	テトラクロロトリフルオロプロパン	HCFC-223	-
	21	トリクロロテトラフルオロプロパン	HCFC-224	-
	22	ジクロロペンタフルオロプロパン	HCFC-225	-
	23	3,3-ジクロロ-1,1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン	HCFC-225ca	422-56-0
	24	1,3-ジクロロ-1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン	HCFC-225cb	507-55-1
	25	クロロヘキサフルオロプロパン	HCFC-226	-
	26	ペンタクロロフルオロプロパン	HCFC-231	-
	27	テトラクロロジフルオロプロパン	HCFC-232	-
	28	トリクロロトリフルオロプロパン	HCFC-233	-
	29	ジクロロテトラフルオロプロパン	HCFC-234	-
	30	クロロペンタフルオロプロパン	HCFC-235	-
	31	テトラクロロフルオロプロパン	HCFC-241	-
	32	トリクロロジフルオロプロパン	HCFC-242	-
	33	ジクロロトリフルオロプロパン	HCFC-243	-

別表第2項番	化学物質名称(総称名を含む)		別名の例示	CAS登録番号
35項 附属書C グループI	34	クロロテトラフルオロプロパン	HCFC-244	—
	35	トリクロロフルオロプロパン	HCFC-251	—
	36	ジクロロジフルオロプロパン	HCFC-252	—
	37	クロロトリフルオロプロパン	HCFC-253	—
	38	ジクロロフルオロプロパン	HCFC-261	—
	39	クロロジフルオロプロパン	HCFC-262	—
	40	クロロフルオロプロパン	HCFC-271	—
35項 附属書C グループII	1	ジブロモフルオロメタン		1868-53-7
	2	ブロモジフルオロメタン	HBFC-22B1	1511-62-2
	3	ブロモフルオロメタン		373-52-4
	4	テトラブロモフルオロエタン		—
	5	トリブロモジフルオロエタン		—
	6	ジブロモトリフルオロエタン		—
	7	ブロモテトラフルオロエタン		—
	8	トリブロモフルオロエタン		—
	9	ジブロモジフルオロエタン		—
	10	ブロモトリフルオロエタン		—
	11	ジブロモフルオロエタン		—
	12	ブロモジフルオロエタン		—
	13	ブロモフルオロエタン		—
	14	ヘキサブロモフルオロプロパン		—
	15	ペンタブロモジフルオロプロパン		—
	16	テトラブロモトリフルオロプロパン		—
	17	トリブロモテトラフルオロプロパン		—
	18	ジブロモペンタフルオロプロパン		—
	19	ブロモヘキサフルオロプロパン		—
	20	ペンタブロモフルオロプロパン		—
	21	テトラブロモジフルオロプロパン		—
	22	トリブロモトリフルオロプロパン		—
	23	ジブロモテトラフルオロプロパン		—
	24	ブロモペンタフルオロプロパン		—
	25	テトラブロモフルオロプロパン		—
	26	トリブロモジフルオロプロパン		—
	27	ジブロモトリフルオロプロパン		—
	28	ブロモテトラフルオロプロパン		—
	29	トリブロモフルオロプロパン		—
	30	ジブロモジフルオロプロパン		—
	31	ブロモトリフルオロプロパン		—
	32	ジブロモフルオロプロパン		—
	33	ブロモジフルオロプロパン		—
	34	ブロモフルオロプロパン		—
35項 附属書C グループII	1	ブロモクロロメタン		74-97-5
35項 附属書E	1	臭化メチル		74-83-9

別表第2項番	化学物質名称(総称名を含む)		別名の例示	CAS登録番号
35の3項(1)ロッ テルダム条約 附属書Ⅲに掲 げる化学物質	1	2,4,5-T	2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸	93-76-5
		2,4,5-T塩	2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸塩	—
		2,4,5-Tのエステル化合物	2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸エステル	—
	2	アラクロール	2-クロロ-N-(2,6-ジエチルフェニル)-N-(メキシメチル)アセタミド	15972-60-8
	3	アルジカルブ	2-メチル-2-(メチルチオ)プロパノール=O-[(メチルアミノ)カルボニル]オキシム	116-06-3
	4	アルドリノ	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-1,4,4a,5,8,8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレ ン	309-00-2
	5	アジンホスメチル		86-50-0
	6	ビナバクリル		485-31-4
	7	カプタホール	N-(1,1,2,2-テトラクロロエチルチオ)-4-シクロヘキセン-1,2-ジカルボキシミド、ダイホルタン	2425-06-1
	8	カルボフラン	N-メチルカルバミン酸 2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル	1563-66-2
	9	カルボスルファン		55285-14-8
	10	クロルデン	1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン	57-74-9
	11	クロルジメホルム	N-(4-クロロ-2-メチルフェニル)-NN-ジメチルホルムアミジン	6164-98-3
	12	クロロベンジレート		510-15-6

別表第2項番	化学物質名称(総称名を含む)		別名の例示	CAS登録番号
35の3項(1)ロツテルダム条約 附属書Ⅱに掲 げる化学物質	13	DDT	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-クロロフェニル)エタン	50-29-3
	14	ディルドリン	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン	60-57-1
	15	ジニトロ-オルト-クレゾール	DNOC	534-52-1
		ジニトロ-オルト-クレゾールアンモニウム塩	DNOCアンモニウム塩	2980-64-5
		ジニトロ-オルト-クレゾールカリウム塩	DNOCカリウム塩	5787-96-2
		ジニトロ-オルト-クレゾールナトリウム塩	DNOCナトリウム塩	2312-76-7
		ジニトロ-オルト-クレゾール塩	DNOC塩	-
	16	ジノセブ	2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)フェノール	88-85-7
		ジノセブ塩	2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)フェノール塩	-
		ジノセブのエステル化合物	2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)フェノールのエステル化合物	-
	17	1,2-ジブromoエタン	エチレンジブロマイド、EDB	106-93-4
	18	エンドスルファン	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド、ベンゾエピン	115-29-7
	19	1,2-ジクロロエタン	エチレンジクロライド、EDC	107-06-2
	20	エチレンオキシド	酸化エチレン、EO	75-21-8
	21	フルオロアセトアミド	モノフルオロ酢酸アミド	640-19-7
	22	HCH(異性体混合物)	1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシクロヘキサン(異性体混合物)	608-73-1
	23	ヘプタクロル	1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン	76-44-8
	24	ヘキサクロロベンゼン	HCB、ベンゼンヘキサクロリド	118-74-1
	25	リンデン	α -1,c-2,t-3,c-4,c-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン、 γ -BHC	58-89-9
	26	水銀化合物(無機水銀化合物、アルキル水銀化合物、アルキルオキシアルキル及びアリル水銀化合物を含む。)		-
	27	メタミドホス	アミドチオリン酸 O,S-ジメチル	10265-92-6
	28	モノクロトホス	3-(ジメチルホスフィニルオキシ)-N-メチル-cis-クロトンアミド	6923-22-4
	29	パラチオン	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト	56-38-2
	30	ペンタクロロフェノール		87-86-5
		ペンタクロロフェノールナトリウム塩		131-52-2
		ペンタクロロフェノールナトリウム塩一水和物		27735-64-4
		ペンタクロロフェノールラウリン酸エステル		3772-94-9
		ペンタクロロフェノール塩		-
		ペンタクロロフェノールエステル		-
	31	ホレート		298-02-2
	32	テルブホス	ジチオリン酸O・O-ジエチル-S-(ターシャリーブチルチオメチル)	13071-79-9
	33	トキサフェン		8001-35-2
	34	トリクロロホン	ジメチル=2,2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート、DEP	52-68-6
	35	ペノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤		
		ペノミル		17804-35-2
		カルボフラン		1563-66-2
		チウラム		137-26-8
	36	フェンチオン		
	37	メチルパラチオン	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト	298-00-0
	38	ホスファミドン	ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロルクロトニル)-ホスフェイト((E)異性体及び(Z)異性体の混合物)	13171-21-6
			ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロルクロトニル)-ホスフェイト((Z)異性体)	23783-98-4
			ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロルクロトニル)-ホスフェイト((E)異性体)	297-99-4
	39	石棉	アクチノライト	77536-66-4
			アンソフィライト	77536-67-5
			アモサイト	12172-73-5
			クロシドライト	12001-28-4
			トレモライト	77536-68-6
	40	商業用オクタブロモジフェニルエーテル(ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテルを含む)	オクタブロモジフェニルエーテル	32536-52-0
			ヘキサブロモジフェニルエーテル	36483-60-0
			ヘプタブロモジフェニルエーテル	68928-80-3
	41	商業用ペンタブロモジフェニルエーテル(テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテルを含む。)	テトラブロモジフェニルエーテル	40088-47-9
			ペンタブロモジフェニルエーテル	32534-81-9
	42	デカブロモジフェニルエーテル		1163-19-5
	43	ヘキサブロモシクロデカン	rel-(1R,2R,5S,6R,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン	134237-50-6
			rel-(1R,2S,5R,6R,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン	134237-51-7
			rel-(1R,2R,5R,6S,9S,10R)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン	134237-52-8
			ヘキサブロモシクロデカン	25637-99-4
			1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン	3194-55-6

別表第2項番	化学物質名称(総称名を含む)		別名の例示	CAS登録番号
35の3項(1)ロツテルダム条約 附属書Ⅲに掲げる化学物質	44	ベルフルオロオクタンスルホン酸 ベルフルオロオクタンスルホン酸カリウム ベルフルオロオクタンスルホン酸リチウム ベルフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム ベルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアンモニウム ベルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム ベルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモニウム N-エチルベルフルオロオクタンスルホンアミド N-メチルベルフルオロオクタンスルホンアミド N-エチルN-(2-ヒドロキシエチル)ベルフルオロオクタンスルホンアミド N-(2-ヒドロキシエチル)-N-メチルベルフルオロオクタンスルホンアミド ベルフルオロオクタンスルホンニルフルオリド ベルフルオロオクタンスルホン酸塩 ベルフルオロオクタンスルホンアミド ベルフルオロオクタンスルホンニル化合物		1763-23-1 2795-39-3 29457-72-5 29081-56-9 70225-14-8 56773-42-3 251099-16-8 4151-50-2 31506-32-8 1691-99-2 24448-09-7 307-35-7 - - -
	45	ベルフルオロオクタン酸、ベルフルオロオクタン酸塩及びベルフルオロオクタン酸関連物質(※) (※)「ベルフルオロオクタン酸関連物質」の解釈は次のとおり行う。 (1)炭素原子(C)に結合する直鎖状又は分岐状のベルフルオロヘプチル基(C7F15)を構造要素の1つとして有する関連物質(その塩及びポリマーを含む)。 (2)直鎖状又は分岐状のベルフルオロオクチル基(C8F17)を構造要素の1つとして有する関連物質(その塩及びポリマーを含む)。 (3)以下の化合物は含まれない。 ・C8F17-X (X=F、Cl、Br) ・C8F17-C(=O)OH、C8F17-C(=O)O-X' 又は、C8F17-CF2-X' (X' = 任意の基(塩を含む)) ・ベルフルオロオクタンスルホン酸及びその誘導体(C8F17SO2X(X= OH、金属塩(O-M+)、ハロゲン化物、アミド、及びポリマーを含むその他の誘導体))	ベルフルオロオクタン酸 ベルフルオロオクタン酸のアンモニウム塩 ベルフルオロオクタン酸のナトリウム塩 ベルフルオロオクタン酸のカリウム塩	335-67-1 3825-26-1 335-95-5 2395-00-8
	46	六臭化ビフェニル 八臭化ビフェニル 十臭化ビフェニル ポリオ臭化ビフェニル	PBB	36355-01-8 27858-07-7 13654-09-6 -
	47	ポリ塩化ビフェニル	PCB	1336-36-3
	48	ポリ塩化テルフェニル	PCT	61788-33-8
	49	短鎖塩素化パラフィン(炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48%を超えるものに限る)	短鎖塩化パラフィン	85535-84-8
	50	四エチル鉛	テトラエチル鉛	78-00-2
	51	四メチル鉛	テトラメチル鉛	75-74-1
	52	トリス(2,3-ジプロモプロピル)ホスファート		126-72-7
	53	トリブチルスズ化合物(ビス(トリブチルスズ)=オキシド、トリブチルスズ=フルオリド、トリブチルスズ=メタクリレート、トリブチルスズ=ベンゾアート、トリブチルスズ=クロリド、トリブチルスズ=リノレート、トリブチルスズ=ナフテナートを含む全て)	ビス(トリブチルスズ)=オキシド トリブチルスズ=フルオリド トリブチルスズ=メタクリレート トリブチルスズ=ベンゾアート トリブチルスズ=クロリド トリブチルスズ=リノレート トリブチルスズ=ナフテナート その他多数	56-35-9 1983-10-4 2155-70-6 4342-36-3 1461-22-9 24124-25-2 85409-17-2
35の3項(2)農薬取締法第2条第1項に規定する農薬の成分である化学物質であって、経済産業大臣が告示で定めるもの	1	テトラエチルピロホスフェート	TEPP	107-49-3
	2	水銀		7439-97-6
	3	硫酸鉛		7645-25-2
	4	水酸化トリシクロヘキシルスズ	シヘキサチン	13121-70-5
	5	2,4,6-トリクロロフェニル-4'-ニトロフェニルエーテル	CNP、クロロニトロフェン	1836-77-7
	6	ペンタクロロニトロベンゼン	PCNB、キントゼン	82-68-8
35の3項(3)-(1)毒物及び劇物取締法第2条第3項に規定する特定毒物	1	オクタメチルピロホスホルアミド	シュラーダ、OMPA	152-16-9
	2	四アルキル鉛		-
	3	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト	パラチオン	56-38-2
	4	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト	メチルジメトン	8022-00-2
	5	ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロロクロトニル)-ホスフェイト	ホスファミドン	13171-21-6
	6	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト	メチルパラチオン	298-00-0
	7	テトラエチルピロホスフェイト	TEPP	107-49-3
	8	モノフルオール酢酸		144-49-0
	9	モノフルオール酢酸アミド	フルオロアセアミド	640-19-7
	10	以上に掲げる物を含む製剤その他の著しい毒性を有する毒物であって毒物及び劇物指定令第3条で定める物		-

別表第2項番	化学物質名称(総称名を含む)		別名の例示	CAS登録番号
35の3項(3)-(2)毒物及び劇物指定令第3条に規定する特定毒物	1	オクタメチルピロホスホルアミドを含有する製剤	シュラーダン、OMPAを含有する製剤	-
	2	四アルキル鉛を含有する製剤		-
	3	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含有する製剤	パラチオンを含有する製剤	-
	4	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤	メチルジメトン含有する製剤	-
	5	ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロロクロトニル)-ホスフェイトを含有する製剤	ホスファミドン含有する製剤	-
	6	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含有する製剤	メチルパラチオン含有する製剤	-
	7	テトラエチルピロホスフェイトを含有する製剤	TEPPを含有する製剤	-
	8	モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有する製剤		-
	9	モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤	フルオロアセトアミド含有する製剤	-
	10	燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤		-
35の3項(5)労働安全衛生法施行令第16条第1項第2号から第7号まで及び第9号に掲げる貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの	1	ベンジジン及びその塩	4,4'-ジアミノビフェニル	92-87-5
	2	4-アミノジフェニル及びその塩	4-アミノビフェニル	92-67-1
	3	石綿(クリソタイル)	クリソタイル	12001-29-5
	4	4-ニトロジフェニル及びその塩		92-93-3
	5	ビス(クロロメチル)エーテル		542-88-1
	6	ペーターナフチルアミン及びその塩	2-ナフチルアミン、アミノナフタレン	91-59-8
35の3項(8)化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質	1	ポリ塩化ビフェニル	PCB	1336-36-3
	2	ジクロロナフタレン	ジクロロナフタレン	28699-88-9
		トリクロロナフタレン	トリクロロナフタレン	1321-65-9
		テトラクロロナフタレン	テトラクロロナフタレン	1335-88-2
		ペンタクロロナフタレン	ペンタクロロナフタレン	1321-64-8
		ヘキサクロロナフタレン	ヘキサクロロナフタレン	1335-87-1
		ヘプタクロロナフタレン	ヘプタクロロナフタレン	32241-08-0
		オクタクロロクロロナフタレン	オクタクロロクロロナフタレン	2234-13-1
		ポリクロロナフタレン	ポリクロロナフタレン	-
	3	ヘキサクロロベンゼン	HCB、ベンゼンヘキサクロリド	118-74-1
	4	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-1,4,4a,5,8,8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタナフタレン	アルドリン	309-00-2
	5	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタナフタレン	ディルドリン	60-57-1
	6	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-エンド-1,4-エンド-5,8-ジメタナフタレン	エンドリン	72-20-8
	7	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-クロロフェニル)エタン	DDT	50-29-3
	8	1,2,3,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン	クロルデン	57-74-9
		1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン	ヘプタクロル	76-44-8
		クロルデン、ヘプタクロル及びこれらの類縁化合物の混合物		-
	9	ビス(トリブチルスズ)オキシド		56-35-9
	10	NN'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン	NN'-ジトリル	27417-40-9
		N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン	N-トリル-N'-キシリル	70290-05-0
		NN'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	NN'-ジキシリル	28726-30-9
	11	2,4,6-トリ-ターシャリ-ブチルフェノール	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール	732-26-3
	12	ポリクロロ-2,2-ジメチル-3-メチリデンシクロ[2.2.1]ヘプタン	トキサフェン	8001-35-2
	13	ドデカクロロペンタシクロ[5.3.0.0 ^{2,5} .0 ^{3,8} .0 ^{4,9}]デカン	マイレックス	2385-85-5
	14	2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール		115-32-2
		2,2,2-トリクロロ-1-(2-クロロフェニル)-1-(4-クロロフェニル)エタノール	ケルセン又はジコホル	10606-46-9
	15	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン		87-68-3
	16	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-ターシャリ-ブチルフェノール	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	3846-71-7
	17	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)	PFOS	1763-23-1
		ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)カリウム塩	PFOSカリウム塩	2795-39-3
		ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)リチウム塩	PFOSリチウム塩	29457-72-5
		ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)アンモニウム塩	PFOSアンモニウム塩	29081-56-9
		ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)ジエタノールアミン塩	PFOSジエタノールアミン塩	70225-14-8
		ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)テトラエチルアンモニウム塩	PFOSテトラエチルアンモニウム塩	56773-42-3
		ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)ジデシルジメチルアンモニウム塩	PFOSジデシルジメチルアンモニウム塩	251099-16-8
		ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)塩	PFOS塩	-
	18	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)フルオリド	PFOSF	307-35-7
	19	ペンタクロロベンゼン		608-93-5
	20	r-1,c-2,t-3,c-4,t-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン	アルファヘキサクロロシクロヘキサン	319-84-6
	21	r-1,t-2,c-3,t-4,c-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン	ベータヘキサクロロシクロヘキサン	319-85-7
	22	r-1,c-2,t-3,c-4,c-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン	ガンマヘキサクロロシクロヘキサン	58-89-9
	23	デカクロロペンタシクロ[5.3.0.0 ^{2,5} .0 ^{3,8} .0 ^{4,9}]デカン-5-オン	クロルデコン	143-50-0
	24	ヘキサブromoビフェニル		36355-01-8

別表第2項番	化学物質名称(総称名を含む)		別名の例示	CAS登録番号
例に関する法律	25	テトラブロモ(フェノキシベンゼン)	テトラブロモジフェニルエーテル	40088-47-9
		2,2',4,4'-テトラブロモジフェニルエーテル	BDE-47	5436-43-1
	26	ペンタブロモ(フェノキシベンゼン)	ペンタブロモジフェニルエーテル	32534-81-9
		2,2',4,4',5-ペンタブロモジフェニルエーテル	BDE-99	60348-60-9
	27	ヘキサブロモ(フェノキシベンゼン)	ヘキサブロモジフェニルエーテル	31153-30-7
		2,2',4,4',5,5'-ヘキサブロモジフェニルエーテル	BDE-153	68631-49-2
	28	2,2',4,4',5,6'-ヘキサブロモジフェニルエーテル	BDE-154	207122-15-4
		ヘプタブロモ(フェノキシベンゼン)	ヘプタブロモジフェニルエーテル	68928-80-3
35の3項(8)化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質	29	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド	エンドスルフアン、ベンゾエピン	115-29-7
		(3a,5aR,6R,9S,9aS)-6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-3-オキソ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-3H-6,9-メタノ-2,4,3lambda(4)-ベンゾジオキサチエピン	アルファ-エンドスルフアン	959-98-8
		(3r,5aR,6R,9S,9aS)-6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-3-オキソ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-3H-6,9-メタノ-2,4,3lambda(4)-ベンゾジオキサチエピン	ベータ-エンドスルフアン	33213-65-9
	30	ヘキサブロモシクロデカン	HBCD	25637-99-4
		1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン		3194-55-6
		rel-(1R,2S,5R,6S,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン		4736-49-6
		rel-(1R,2S,5R,6S,9S,10R)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン		65701-47-5
		rel-(1R,2R,5S,6R,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン		134237-50-6
		rel-(1R,2S,5R,6R,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン		134237-51-7
		rel-(1R,2R,5R,6S,9S,10R)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン		134237-52-8
		(1R,2R,5R,6S,9S,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン		138257-17-7
		(1R,2R,5R,6S,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン		138257-18-8
		(1R,2S,5S,6R,9S,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン		138257-19-9
		(1R,2S,5S,6S,9S,10R)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン		169102-57-2
		(1R,2R,5S,6R,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン		678970-15-5
		(1R,2S,5R,6S,9S,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン		678970-16-6
		(1R,2R,5R,6S,9S,10R)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン		678970-17-7
	31	ペンタクロロフェノール		87-86-5
		ペンタクロロフェノールナトリウム塩		131-52-2
		ペンタクロロフェノールナトリウム塩一水和物		27735-64-4
		ペンタクロロフェノールラウリン酸エステル		3772-94-9
		ペンタクロロフェノール塩		-
	32	ペンタクロロフェノールエステル		-
		クロロアルカン(C=10-13)		85535-84-8
		クロロアルカン(C=6-18)		68920-70-7
		クロロアルカン(C12-13)		71011-12-6
		クロロアルカン(C12-14)		85536-22-7
		クロロアルカン(C10-14)		85681-73-8
		クロロアルカン(C10-12)		108171-26-2
		ポリ塩化直鎖パラフィン(C=10-13、塩素の含有量が全重量の48%超え)		-
	33	1,1'-オキシビス(2,3,4,5,6-ペンタブロモベンゼン)	デカブロモジフェニルエーテル	1163-19-5
	34	ペルフルオロオクタン酸	PFOA	335-67-1
		ペルフルオロオクタン酸アンモニウム塩	PFOAアンモニウム塩	3825-26-1
		ペルフルオロオクタン酸ナトリウム塩	PFOAナトリウム塩	335-95-5
		ペルフルオロオクタン酸カリウム塩	PFOAカリウム塩	2395-00-8
		分岐ペルフルオロオクタン酸		90480-55-0
		分岐ペルフルオロオクタン酸アンモニウム		90480-56-1
		2,2,3,3,4,4,5,5,6,7,7,7-ドデカフルオロ-6-(トリフルオロメチル)ヘプタン酸		15166-06-0
		2,2,3,4,5,5,6,6,6-ノナフルオロ-3,4-ビス(トリフルオロメチル)ヘキサン酸		1882109-81-0
		2,3,3,4,4,5,5,6,6,6-ノナフルオロ-2,5-ビス(トリフルオロメチル)ヘキサン酸		1882109-80-9
		2,3,3,4,4,5,5,6,6,6-デカフルオロ-2-(1,1,2,2,2 ペンタフルオロエチル)ヘキサン酸アンモニウム塩		13058-06-5
	35	2,3,3,4,4,5,5,6,6,6-デカフルオロ-2-(1,1,2,2,2 ペンタフルオロエチル)ヘキサン酸ナトリウム塩		1195164-59-0
		ペルフルオロオクタン酸塩	PFOA塩	1195164-59-0
		① 1, 1, 1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8-ヘプタデカフルオロ-8-ヨードオクタン	ペルフルオロオクチル=ヨージド	507-63-1
		② 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 10-ヘプタデカフルオロデカン-1-オール	8:2フルオロテロマーアルコール	678-39-7
		③ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第1条第1項第35号ハの規定に基づき化学物質を定める省令(令和6年厚生労働省、経済産業省、環境省第4号)に規定するもの		

別表第2項番	化学物質名称(総称名を含む)		別名の例示	CAS登録番号
35の3項(6)化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質	36	ペルフルオロ(ヘキサン-1-スルホン酸)	PFHxS	355-46-4
		ペルフルオロ(ヘキサン-1-スルホン酸)カリウム塩	PFHxSカリウム塩	3871-99-6
		ペルフルオロ(ヘキサン-1-スルホン酸)リチウム塩	PFHxSリチウム塩	55120-77-9
		ペルフルオロ(ヘキサン-1-スルホン酸)アンモニウム塩	PFHxSアンモニウム塩	68259-08-5
		ペルフルオロ(ヘキサン-1-スルホン酸)ナトリウム塩	PFHxSナトリウム塩	82382-12-5
	37	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-ターシャリ-ベンチルフェノール	UV-328	25973-55-1
	38	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(メキシフェニル)エタン	メキシクロル	72-43-5 30667-99-3 76733-77-2 255065-25-9 255065-26-0 59424-81-6 1348358-72-4
	39	1,2,3,4,7,8,9,10,13,13,14,14-ドデカクロロ-1,4,4a,5,6,6a,7,10,10a,1,12,12a-ドデカヒドロ 1,4:7,10-ジメタノジベンゾ[a,e][8]アンスレン	デクロランプラス	13560-89-9 135821-74-8 135821-03-3